

令和元年第4回

千早赤阪村議会定例会
議 録

令和元年12月3日 開会

22日間

令和元年12月24日 閉会

千早赤阪村議会

令和元年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和元年12月3日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 栗 山 和 之

人事財政課長 中 野 光 二

理 事 藤 本 佳 奈

地域戦略室長 赤 阪 秀 樹

総 務 課 長 日 谷 順 彦

会計管理者兼
税・債権担当課長 北 浦 信 行

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課
健康担当課長 西 口 美 和

観光・産業振興課長 菊 井 佳 宏

施設整備課長 下休場 健 司

理事兼災害復旧室長 中 川 郁 雄

理 事 後 藤 崇 幸

理 事 上 田 知 弘

教 育 課 長 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

主 査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

- 日程第 5 報告第 5 号 専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告について
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 8 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 8 3 号 千早赤阪村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例制定について
- 日程第 9 議案第 8 4 号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第 10 議案第 8 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第 11 議案第 8 6 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第 12 議案第 8 7 号 千早赤阪村立幼稚園条例の廃止について
- 日程第 13 議案第 8 8 号 重要な公の施設に関する条例及び千早赤阪村立学校給食センター条例の改正について
- 日程第 14 議案第 8 9 号 千早赤阪村 B & G 海洋センター条例の改正について
- 日程第 15 議案第 9 0 号 千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 16 議案第 9 1 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について
- 日程第 17 議案第 9 2 号 千早赤阪村下水道条例の改正について
- 日程第 18 議案第 9 3 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 19 議案第 9 4 号 令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 9 5 号 千早赤阪村・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する規約の協議について
- 日程第 21 議案第 9 6 号 動産の取得金額の変更について
- 日程第 22 議案第 9 7 号 動産の取得金額の変更について
- 日程第 23 議案第 9 8 号 村長の専決処分事項の指定について

午前１０時０２分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第４回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんおはようございます。

令和元年度最後の定例議会ということでございますが、皆さん御参集いただきましてまことにありがとうございます。

ことは、５月に新しい天皇が即位され、全ての即位関連儀式が終わり、令和時代が始まりました。

昨年は西日本豪雨、ことは東日本に大量の雨が降り、大きな被害が報道されました。地球温暖化の影響と言われておりますが、これからは必ず災害のふえる時代となってまいります。将来にわたって、災害への備えが非常に必要な時代でございます。特に、私どもの村のように高齢化が進み、山間地が急峻な地域を多く抱える村では、危機に備える必要がありますが、職員の数が少ない、特に村内在住の職員の少ない村では有効な手段を講じる必要があります、消防の広域化、あるいは近隣市町との連携が特に必要な時代となってまいりました。また、村の看板でございましたロープウェイが運行できない状況で９カ月経過いたしました。これは、令和時代初めての村への試練と受け取っております。災害、ロープウェイ、どれ一つとってみましても困難な課題でございますが、我々職員全体の力を結集して必ず解決したいと思っております。時間はかかると思いますが、議員の皆さんの御協力をいただきながら新しい時代に臨みます。

令和２年は村にとっていい年でありますように祈念いたしまして、１２月議会の冒頭の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 次に、１１月２６日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告いたします。

去る１１月２６日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、報告第５号、諮問第１号、議案第８２号から議案第９８号までの１９議案でございます。

審議方法につきましては、報告第５号、諮問第１号、議案第８２号及び議案第９６号か

ら議案第98号を本会議において審議することに決しております。

議案第83号から議案第95号の13議案は、村長の提案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日12月3日から24日までの22日間と決しておりますので、あわせて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番藤浦議員、7番山形議員を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月3日から24日までの22日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月3日から24日までの22日間と決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の田村議員から、組合議会臨時会の経過報告がございます。

田村議員。

○田村議員 それでは、御報告申し上げます。

令和元年11月21日、第1回南河内環境事業組合議会臨時会が開催されました。つきましては、その内容の御報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会開催の結果として、新たな正副委員長の選出、提出、議案、正副議長の改選、会期などについて確認されたことの報告がございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順に申し上げますと、1、承認第1号南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につ

き承認を求めることについては、令和元年10月1日施行の消費税率引き上げに伴い、消費税率引き上げ分を使用料へ転嫁するための適切な措置を講じるため、富田林市に準じ、令和元年9月6日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

改正内容は、使用料の算出基礎とする年額に月額を加えるとともに、別表中、自動販売機設置、自動駐車場及び現金自動預け払い機設置の3項目における使用料を、それぞれ増税分の2%相当額の引き上げを行うもので、施行日は令和元年10月1日でございます。

2、議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体に任用されている臨時的任用職員等の任用要件が厳格化され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本組合の関係条例について所要の整備を行うもので、原案のとおり可決されました。

内容は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ほか7条例において会計年度任用職員に係る規定の整備を図るもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。

3、議案第4号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、本組合の関係条例において同様の措置を講ずるもので、原案のとおり可決されました。

内容は、一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例で引用する成年被後見人または被保佐人の規定を削除するもので、令和元年12月14日から施行するものでございます。

4、議案第5号南河内環境事業組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本組合の会計年度任用職員の給与そのほかの給付に関し規定するため制定するもので、原案のとおり可決されました。

内容は、会計年度任用職員におけるフルタイム及びパートタイム職員の定義とそれぞれの給与などについて規定するもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。

5、監査報告第2号例月出納検査の結果報告については、令和元年度の7月から9月分の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことでございました。

6、許可第1号組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の三島克則議長の議長辞職が許可されました。これに伴い、次の選挙第2号、許可第2号及び選挙第3号の

3件が追加上程されました。

7、選挙第2号組合議会議長の選挙については、指名推選により河内長野市選出の駄場中大介議員が議長に当選されました。

8、許可第2号組合議会副議長の辞職許可については、大阪狭山市選出の北好雄副議長の副議長辞職が許可されました。

9、選挙第3号組合議会副議長の選挙については、指名推選により河南町選出の浅岡幸晴議員が副議長に当選されました。

10、同意案第3号南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員に千早赤阪村の清井浩氏を、議会選出の監査委員に河内長野市選出の浦尾雅文議員を選任する提案があり、同意されました。

以上、簡単でございますが、令和元年第1回南河内環境事業組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

○田中議長 ありがとうございます。

続きまして、10月24日に実施いたしました議員全員研修について、山形議員から研修報告をいただきます。

山形議員。

○山形議員 それでは、報告させていただきます。

研修日は令和元年10月24日木曜日。

研修先ですが、能勢町の4つの場所に研修をさせていただきました。その4つの場所を申し上げます。能勢物産センター、能勢町人形浄るりシアター、能勢町けやき資料館、最後に妙見山にお参りしてまいりました。

議員全員7名と事務局2名で研修を行いました。

研修の目的は、能勢町に行きました目的ですけれども、豊かな自然に恵まれ、歴史、文化、魅力的な観光スポットがあり、地域活性化及び観光の取り組みについて勉強をしてまいりました。

研修に対しての対応者ですけれども、能勢町役場から議長、副議長、環境教育常任委員長、議会事務局長、議会事務局書記、能勢物産センター支配人、人形浄るりシアター観光文化課長、けやき資料館理事長、妙見山は副住職であります。

初めに、能勢物産センターを御紹介いたします。

大阪のてっぺん、能勢町でとれた農産物が販売されています。春は山菜、夏はトマトなどの夏野菜、秋は物産品のクリ、米、黒枝豆であります。冬は白菜、大根などが店頭に並び、能勢の旬をダイレクトに感じるができる直売所でありました。

そこで質疑応答がございました。申し上げます。

平成30年度月別事業実質データのその他とはどのようなものか、説明者は、宅急便の費用、自社でつくっているクリ焼酎等の売上金額である。

2番目、平成19年4月1日より農薬使用記録簿の提出を出荷の必須条件としているが、こちらの独自のものですかに対して、直売協議臨時総会において決定したものです。野菜を販売する際に、ポジティブリスト制度が導入されたタイミングで実施した。農薬の使用は厳しくなった。ポジティブリスト制度とは、基準が設定されていない農薬等が一定量含まれている食品の流通を原則禁止する制度であるという説明を受けました。

次に3番目、イノシシ、鹿が多いと聞いているが、肉の販売ルートがあるのかに対し、販売はしていない。

4つ目、能勢物産センターの土地、建物は能勢町の所有地ですが、その前にどのような土地であったかの問いに対し、田んぼであったと聞いているが、この土地は能勢町が買い上げ、現在に至っている。家賃は無料である。補助金もありません。利益が出たときは町に還元しているが、明確な定義はない。現在、利益は出ているが、内部留保で施設の維持管理費として使用している。

5番目、行った日はウイークデーでしたのですが、大変お客さんが多うございました。それに対して、午前中から昼過ぎまでは平日でも多い状況です。近隣にこのような施設がないことが恵まれている。土日になると大阪市内からも来られて、非常に多くお客さんがお見えになっているということでした。

6番目、イベント等は定期的に行っているのですかに対し、またイベントの宣伝等を行っているのかに対して、答弁が、毎月いろいろ開催している。月1回程度、新聞折り込みをしている。発信先は能勢町、川西市、豊能町の周辺でやっている。

以上が能勢物産センターの質疑応答でございました。

次に、人形浄瑠璃シアター、観光文化課長に説明をしていただきました。

江戸時代から受け継がれている能勢の浄瑠璃をキーワードに、平成5年、1993年に設立された。建築費は17億5,000万円。505席の劇場と会議室等がある施設で、館内ロビーには浄瑠璃歴史のルーツを展示している。

ここで、一つ勉強させてもらったことを、無形文化財のことについて、能勢町の浄瑠璃のことについて、私の感じたことをここで述べさせていただきます。

特質は、他に類がないおやじと呼ばれる制度があり、いわゆる家元ではありますが、違うのは世襲制ではないということです。おやじになる太夫は弟子五、六人を養成し、後継者の育成を行っております。新しいおやじが誕生することで、それまで浄瑠璃とは縁のな

かったおやじの周りの町民を浄瑠璃の世界に誘い込む、つまり浄瑠璃人口の拡大につながっています。

こうして現在では、200名を超える語り手が存在し、町内各地において太夫襲名の碑など100基が残されています。ここ能勢町がいかに浄瑠璃になじみ、親しんできた土地であるかを物語っています。農業の傍ら、土地固有の芸事として、農閑期には師範からマンツーマンで稽古を受け、身につけてもらっていることです。つまり、庶民によってつくられ、伝え続けた文化ということです。

1993年、平成5年には大阪府の無形文化財指定に、また1999年、平成11年には、浄瑠璃という芸能が地域に伝播し伝承される過程で、全国的にも希少な伝承のあり方を生み出したものであり、芸能の過程を知る上で重要とのことで、国の無形民俗文化財の選択を受けております。

そこで質疑応答がございました。

浄るりシアターについて、年間入場者は3万2,800人、これは平成30年度であります。

民間への団体のかかわりについての問いに対し、町担当課としては観光協会、浄瑠璃保存会、阪南市商工会、京都府生活庁、熊野交通であります。

郷土芸能保存会69万5,000円、これも平成30年度であります。

次に、レンタサイクルの問いに対し、運営方法、観光協会の事業として行っている。ステーションは3カ所、電動アシスト11台、稼働状況は123台、利用者の声は評判がよいとのことでした。

4番目、ボランティアガイドについて。ボランティアガイドは12名、案内数は12件、電話等の案内数は年9,446件ということでございました。

次に、スタンプラリーについて。予算は13万円。内訳は、印刷代、ポスター、景品。利用者の反応は528名、これは平成30年度であります。最近では、キャラクターを求めている地方からのファンがふえているということでございました。

次に、温泉についてであります。能勢町には能勢温泉があり、もう一つは汐の湯温泉、もう一カ所は山空海温泉。能勢温泉には年間2万4,000人、汐の湯温泉には4,400人、山空海温泉には1,000人とのことでした。

次に7番目として、町として最近力を入れている観光事業についてであります。文化と観光をリンクすることを基本スタンスで、能勢の観光が生きていく道だと思っている。浄瑠璃も資源の一つであり、新しいキャラクターも資源である。今後は、キャラクター等の新しい資源を伸ばしていく考えを持っている。

8 番目、観光課の職員は何名であるかの問いに対し、4 名。一般職 2 名、アルバイト職 2 名。

次に 9 番目として、舞台、照明、音響は年間委託しているが、何ぼかかっているかに対し、700 万円を予算している。

10 番目、浄るりシアターの経費についてですが、年間 8,000 万円。受益者負担 4,000 万円、一般財源 4,000 万円とのことでした。

観光事業についての費用対効果についてですが、観光文化については、能勢のプライドをつくることだと思っている。オリジナル性をどうアピールしていくかである。能勢の独自の人形浄瑠璃、観光を希少価値とみなすことが費用対効果と思っている。住民にそれを理解してもらえるかということであり、100 万円投資して 200 万円になるというようなことはありません。イベント等についての PR についての問いに対し、広報紙、新聞折り込み、ネット、ダイレクトメール。利用者の割合は、町内 5 割、町外 5 割である。

以上が浄るりシアターの質疑応答の結果であります。

次に、けやき資料館ですが、これは NPO 法人がなさっております。設立は平成 26 年 1 月、運営は指定管理。ここには大きなケヤキの木がございまして、樹齢が 1,000 年と言われ、西日本最大ということの説明を受けました。この地区は野間稲町といいまして、地区の人らが集まり指定管理を受けて経営なさっております。

その中の質疑応答の中ですが、空き家のことを説明者がおっしゃいましたので、こちらから空き家事業に対して補助金等があるのか聞きました。その答弁は、他市町村から転入者には一切助成金はありませんということでございました。

最後に、村の発展を願い、能勢町にある妙見山にお参りしてまいりました。妙見山は、北極星を守護する星として 8 つの星があると言われております。そのため、妙見山を守護する神馬も、8 つの星に合わせて境内に 8 頭存在しておりました。商売や、受験者が自分の人生の岐路に立ったときの勝負に出るときには近隣の人がここにお参りしているということを副住職から聞きました。

以上で簡単でございますけども、説明と報告とさせていただきます。細かい資料は、ここにデータがございますので、もし興味のある職員がございましたら目を通していただきましたら結構かと思われます。

以上で終わります。

○田中議長 ありがとうございます。

続きまして、11 月 19 日、20 日に実施いたしました議員会派合同研修について、千福議員から研修報告をいただきます。

千福議員。

○千福議員 11月19日と20日、2日間にわたりまして会派合同研修を実施しました。

研修先におきましては、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の和歌山県土砂災害啓発センター、そしてもう一つは旧の色川村、籠ふるさと塾。この2カ所を議員全員で研修してまいりました。

最初に行ってきました和歌山県土砂災害啓発センターにつきましては、このセンターは平成23年の台風12号による甚大な土砂災害を契機に設置されました。そして、当センターには、国の大規模土砂災害対策技術センター初め関係機関による、深層崩壊と大規模土砂災害の発生のメカニズムに関する調査研究を行っておられるセンターであります。

研修の概要であります、このセンターと、そして和歌山の砂防についてちゅう形で、別紙資料を頂戴しております。

研修のほうですが、最初にビデオを視聴しまして、その後ハード対策、そしてまたソフト対策の説明を受けました。ハード対策においては、砂防工法等の対策研究をされている案件であります。そして、ソフト対策については、地元のテレビ和歌山を通じて安全情報の周知、そして土砂災害警報の情報の発信等々を、ソフト対策として実施されてるとのことです。

そして、今現在も砂防工事におきましては継続して実施されております。そして、土砂災害においては、当地においては森林等も周辺にたくさんあります。その材木等の土砂災害による被害が一つの課題となっておりまして、砂防ダムを設置するに当たって、工夫をされて砂防ダムの設置をされてました。それは、砂防ダムによって木材の流出を、下流まで流れないように形で、砂防をそのダムで一旦ストップして、そして水だけが流れるような形の対策もとられております。最近、このような形で材木のほうの二次災害を防ぐための一つの工法として新しく導入されているような説明も頂戴しております。

砂防等、災害啓発センターについては以上であります。

そして、もう一つの籠ふるさと塾のほうにお邪魔して、もろもろの対応、対策等々を勉強してまいりました。こちらのほうは、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町色川地区のほうにお伺いしました。

研修目的については、色川地区における定住促進等の取り組みについて。

研修の対象者においては、色川地域振興推進委員会、そして色川地区集落支援員の大西氏ちゅう形で実施していただきました。

研修の概要であります、色川地区の活性化と移住交流促進の取り組み、そして資料と

して頂戴しているのは勝浦町の議会概要等々のものであります。当地区においては、従前の鉾山の廃止後、旧籠小学校を改修し、平成7年に町立籠ふるさと塾を開設。運営は官民一体となってされてるような形です。

そして、質疑応答の中で、答えを頂戴した部分を紹介したいと思います。

当地区においては、標高200メートルから400メートルに位置して、林野率は98.7%と、ほとんどもう山林の中にある地域であります。その地域の世帯数の動向につきましては、総人口325人のうち新規定住者は174人で半数以上がおられまして、地区においての高齢化率、こちらのほうは46.7%であります。そして、新規定住者と地元との関係につきましては、新規定住を希望される方が15軒訪問という形の方法をとっておられて、15軒の定住の体験機会を提供する中で、農林業を基盤とした山村生活、そして文化を理解する機会を提供されております。

そして、活動の成果としては、地区消防団等の地域組織そして活動への参加をされ、伝統的な農山村の景観保全、そして地域の盆踊りや神社の祭り等々伝統文化の継承、そして有機農業、農産物加工品で産業の振興を図られておられます。

そして、今後の方向性は、ただ人口をふやすのではなく、色川らしさ、地域らしさを次代につなぐための担い手づくり、そして伝統や風習、地域の思いを大事にし、一緒になって取り組む仲間をふやしていきたいとのことであります。

なお、参考資料につきましては議会事務局に置いてますことを添えまして、報告を以上で終わりたいと思います。

○田中議長 ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本選挙につきましては、選挙管理委員会委員長から地方自治法第182条第8項の規定により、令和元年12月24日をもって任期満了となる選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うよう通知がございました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名推選することに決しました。

それでは、議長が推薦する候補者を議会事務局長に朗読させます。

局長。

○植木議会事務局長 選挙管理委員会委員及び補充員の候補者を朗読いたします。

これにつきましては、配付しております選挙管理委員会委員及び補充員候補者署名簿により、役職名、住所、氏名、生年月日及び補充員の順序で朗読いたします。

選挙管理委員会委員、川野辺 1 4 8 番地、川邊収、昭和 2 1 年 1 1 月 5 日。委員、吉年 1 3 3 番地、井本齋、昭和 2 3 年 9 月 1 7 日。委員、小吹 6 8 番地の 6 5、藤井恵津子、昭和 2 6 年 1 0 月 3 日。委員、小吹 6 8 番地の 7 1 5、服部憲明、昭和 2 4 年 1 0 月 2 9 日。

続きまして補充員、東阪 6 0 8 番地、矢倉勉、昭和 2 5 年 8 月 5 日、補充の順序 1。補充員、小吹 7 7 6 番地、尾谷勢津子、昭和 2 8 年 1 月 2 6 日、補充の順序 2。補充員、森屋 4 1 2 番地、吉田素久、昭和 4 2 年 1 0 月 4 日、補充の順序 3。補充員、小吹 6 8 番地の 9 2 3、安嶋玲子、昭和 4 6 年 4 月 2 4 日、補充の順序 4。

以上です。

○田中議長 お諮りいたします。

ただいま指名いたしました 8 名を千早赤阪村選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました川邊収氏、井本齋氏、藤井恵津子氏、服部憲明氏の 4 名が委員に、矢倉勉氏、尾谷勢津子氏、吉田素久氏、安嶋玲子氏の 4 名が補充員に当選されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 5、報告第 5 号専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第5号は、千早赤阪村B&G海洋センター改修工事にかかる工事請負契約の変更締結の専決処分の報告についてでございます。

本報告は、消費税法及び地方税法が一部改正され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い増額となるため、当初の契約金額7,710万6,600円に142万7,900円を追加し、変更契約金額7,853万4,500円を令和元年10月10日に専決処分させていただきました。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものでございます。

○田中議長 これより報告第5号に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

報告第5号専決処分(工事請負契約の変更締結)の報告につきましては御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 令和2年6月30日で任期満了となります人権擁護委員の候補者を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

田中鈴代氏は、平成14年2月に委嘱を受けられ、公正中立の立場をもって人権擁護活動に取り組んでいただいております、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 田中鈴代氏に対する推薦について、これをどうこうということではありませんけれども、村の人権擁護委員さんは定数3人で一応決めておられますけれども、この3名というのは村で決めるのか、それとも、いろいろ地方自治体で人数が違いますけれども、その3名というのはどういう方法で決められてるのか、この際お尋ねしたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 定員につきましては法務局のほうで決まっております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 法務局のほうから千早赤阪村は3名ということで指定されてるということでよろしいんですね。

うちの村、3名いらっしゃいますけれども、全て女性なんですけれども、いろんな人権の相談とか内容によっては両性、女性も男性もいたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、その点で、全部女性なんですけれども、擁護委員をふやして男性も加えるというようなことは考えられないのかなと。その点お伺いしたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 今御質問いただいたとおり、村の擁護委員については女性3名ということになっております。ただ、女性ですので3名を選んだというわけではございませんで、男女共同参画、その辺から考えましたら、女性、男性、おられるのがいいのかなというふうに思いますけれども、実際なかなか擁護委員の活動をするにあたって、年間50回程度の活動もされておりますし、人選がなかなか難しいというのが実際のところで、なり手というのがなかなか出ないというふうな状況で、今現在女性3名ということでお願いしているようなところです。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 お三方とも経歴も立派な方で、そのほかの方も学校の先生だとか、学校の保健の先生しておられた方で、いろいろ人権擁護の相談なんかにも対応していただける立派な方であると私も思っております。

いろいろ見てみましたら、やはり太子町も河南町も男性もおられたりとか、そういうこともあるんですね。村長が推薦をして、法務大臣の委嘱を受けるということですので、今後そうしたことも検討していただきたいなと思います。

それで、地域的にも3人さん全て、もう村一つですのでどこそこというわけではありませんけれども、旧の千早地区今回の方は小吹台、そしてもう一人は吉年、中津原と、下のほうの人はどなたもいらっしゃらないということもあったり、その辺も考慮した上で人選を今後は考えていただくなり、あるいは定数をふやすことができないのか。お仕事もいろいろありますので引き受けてもらうのがなかなか困難やということもありましたけれども、この辺も今後は検討していただけたらなというふうには希望としては思うんですけれど、その辺ちょっと。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 今現在、擁護委員さんは小吹台地区で1名、それと千早地区で2名とい

うことになつとりまして、今御指摘いただいたように、赤阪地区の擁護委員さんは現在おられないということですので、今後擁護委員さんのほうを決めるに当たりまして、赤阪地区、それとまた男性の方ということは考慮して選定していきたいなと考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 もう一つ、人権擁護の相談とか、そういうなんはどれぐらいあるんでしょう。それによって、引き受けられないというような問題もあるかと思うんですけれども、かなりいろんなことであるのかどうか。その点もお伺いしたいなと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 ここに資料ございますねんけれども、田中鈴代さんの去年の活動実績で申しますと、相談件数が19件、それと啓発活動が18回、それと研修会等、府との連絡会議、合わせまして5回、合計で42回活動されてるというようなところで。

以上です。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより諮問第1号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は適任と認めることに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本件は適任と認めることに決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第82号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第82号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、議会の同意をお願いするものでございます。

委員の定数は3名で、南本斎委員が令和2年1月17日をもって任期満了となるため、引き続き委員をお願いするものでございます。

再任でございますので御承知と思いますが、南本氏は当村において千早銘木を設立され、木材、新建材の販売や不動産取引などを手がけられております。人柄も温厚、人格高潔、土地、建物関係についても豊富な識見をお持ちの方でございます。このようなことから、私といたしましては南本氏が固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考え選任いたしたく、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

なお、同意いただければ、任期は令和2年1月18日から令和5年1月17日までの3年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第82号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第82号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第82号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

ここで休憩を行います。

11時5分から始めさせていただきます。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第83号千早赤阪村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例制定について、議事日程第9、議案第84号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について及び議事日程第10、議案第85号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての3議案は、関連いたしますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第83号から議案第85号は、千早赤阪村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例、千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定、及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、相関連しますので一括提案するものでございます。

本議案は、法の施行に伴い新たに会計年度任用職員が新設され、現在村で通年雇用している特別職及び一般職の非常勤職員については、新たに選考の上、令和2年4月から会計年度任用職員として雇用します。国が推奨する働き方改革の一環である同一労働同一賃金の趣旨を踏まえ、勤務条件等の整備や報酬等、通勤に伴う費用を支給するための条例を制定します。

また、会計年度任用職員の身分に関する条例について改正を行うものです。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第８３号、議案第８４号及び議案第８５号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１１、議案第８６号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第８６号は、千早赤阪村手数料条例の一部改正についてでございます。

本議案は、境界明示に係る手数料の計算方法について号数が異なっていることから、一部改正を行うものです。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第８６号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１２、議案第８７号千早赤阪村立幼稚園条例の廃止について及び議事日程第１３、議案第８８号重要な公の施設に関する条例及び千早赤阪村立学校給食センター条例の改正についての２議案は、関連いたしますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議案第８７号千早赤阪村立幼稚園条例の廃止について及び議案第８８号重要な公の施設に関する条例及び千早赤阪村立学校給食センター条例の改正については、村立幼稚園が令和２年４月１日から公私連携の認定こども園に移行することに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第８７号及び議案第８８号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１４、議案第８９号千早赤阪村Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第８９号は、千早赤阪村Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部改正についてで

ございます。

本議案は、B & G海洋センターの改修等に伴う改正でございます。

内容につきましては、トレーニングマシンの撤去に伴う使用料改正及びトレーニングルームの空調整備による使用料を追加するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第89号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第90号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第90号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正や関係政令及び内閣府令により、幼児教育・保育の無償化に伴う必要な規定の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第90号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、議案第91号災害弔慰金の支給等に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第91号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、特例等について必要な措置を講じるため、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、償還金免除の対象範囲を拡大したことなどでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第91号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、議案第92号千早赤阪村下水道条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第92号は、千早赤阪村下水道条例の一部改正についてでございます。

本議案は、下水道事務の広域的な連携について、平成28年8月、下水道法第31条の4の規定に基づく協議の場として富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村で構成する南河内4市町村下水道事務広域化協議会を立ち上げ、下水道事務の広域連携について協議を進めてまいりました。これまでの協議検討の結果、排水設備工事指定業者に関する事務について、地方自治法第252条の14に基づく事務委託による事務処理を行うため、条例の所要の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第92号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第93号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第93号は、令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ131万5,000円を追加いたしまして、予算総額を39億742万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、新規採用や異動に伴う人件費の組み替え、府議会議員選挙関係費用の精算、各種国席負担金の返還及び小学校教科指導書の購入に係る経費などを補正するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第93号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第19、議案第94号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第94号は、令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加いたしまして、予算総額を9億2,958万4,000円とするものでございます。

内容でございますが、基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の決定による財源更正や、パソコン購入による備品購入費などを増額補正するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第94号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第20、議案第95号千早赤阪村・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する規約の協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第95号は、千早赤阪村・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する規約の協議についてでございます。

本議案は、平成28年8月から富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の4市町村で構成する南河内4市町村下水道事務広域化協議会において協議検討を進めてきた下水道事務の広域的な連携により、令和2年4月1日より排水設備工事指定業者に関する事務を富田林市に委託するための規約について協議をするものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第95号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第21、議案第96号動産の取得金額の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 9 6 号は、動産の取得金額の変更についてでございます。

本議案は、消費税法及び地方税法が一部改正され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、千早赤阪村高規格救急自動車購入で購入する動産の取得金額が増額となるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 6 号につきましては、会議規則第 3 8 条第 3 項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第 9 6 号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第 9 6 号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第 9 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 2 2、議案第 9 7 号動産の取得金額の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第97号は、動産の取得金額の変更についてでございます。

本議案は、消費税法及び地方税法が一部改正され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、村立小中学校ICT整備事業で購入する動産の取得金額が増額となるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 これは予算にあがってた部分ですよ。たしか以前に、8月ぐらい、夏休みの時期に入れかえというのを伺っていたんですけども、これはまだ入れかえは済んでないということなんですかね。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 御質問の件でございますけれども、ハードウェアにつきましては学校が休みの夏休み期間にということで、搬入のほうは完了しております。今現在、システム等を調整作業中ということで、契約期間については年度内ということで、今順次進めていただいております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 今回も、消費税2%とはいえ、もとが大きいのでもう100万円の増額になってるわけですけども、これ何とか消費税の実施前に終わらせることはできなかったんですか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 当初、動産の取得でございますけれども、ハードウェアとかシステムを分ければ可能であったかとは思いますが、実際、ハードウェアのシステム関係、設定というのは必ず必要になってくるものでございまして、6月に契約をさせていただいて3月いっぱいまでという工程の中で今現在進めております。消費税につきましては、目的を全て完了したときに、引き渡された日ということになりますので、10月以内ということは年度内の事業としては少し難しかったであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ハードウェアはもう既に搬入されているけれども、ソフトウェアの設定が延

びているために、みすみす100万円ぐらい追加で払うことになってしまった。要はハードウェア分も払っているということですよね。

何とかここはもう少し、金額が大きいものですから、ならなかったのかな。僕もそのときに指摘できればよかったんですけど、次はこういうことがないように善処していただけたらと思います。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 本年度の予算の中で、年度当初から事業者の選定等々手続をとって6月の契約ということでございますので、6月に契約してすぐさま9月いっぱい全てのシステムまで整えて納品というのは不可能であったかなというふうに考えておりまして、10月からの消費税増税ということは制度上いたし方ないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ソフトウェアの契約とハードウェアの契約と分けるってことはできなかったんですか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 ハードウェアとソフトウェアは、パソコン自体で、単純なシステム等々であれば分けることは可能であったかとは思いますが、各種ハードとソフトウェアの一体性、連携というのが必ず必要になってきますので、一体的な動産の取得ということで一つの契約で行っております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第97号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第97号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第97号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第23、議案第98号村長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 議案第98号村長の専決処分事項の指定について、別紙のとおり千早赤阪村村議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和元年12月3日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。賛成者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ、同じく井上浩一。

村長の専決処分事項の指定について。

下記の事項に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、村長の専決処分事項に指定します。

記。1、法律上村の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。

2、工事請負契約について、議会の議決を経て締結した契約につき、増減する金額が当初請負金額の100分の5に相当する金額を超えない変更契約を締結すること。

附則1、この議決は、令和2年1月1日から施行する。

2、村長の専決処分事項の指定について（平成22年6月18日議決）は、廃止する。

本議案の指定事項は、工事請負契約の軽微な変更については包括的に運用できるよう、議会が村長に専決処分することを委任したほうが適当であると考え、専決処分事項を追加し提案したものでございます。

以上、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第９８号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第９８号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第９８号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第９８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆様御苦労さまでございました。

午前１１時３１分 散会

令和元年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和元年12月24日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

6番 藤 浦 稔

5. 追加署名議員 2番 関 口 ほづみ

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 栗 山 和 之

人事財政課長 中 野 光 二

理 事 藤 本 佳 奈

地域戦略室長 赤 阪 秀 樹

総 務 課 長 日 谷 順 彦

会計管理者兼
税・債権担当課長 北 浦 信 行

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課
健康担当課長 西 口 美 和

観光・産業振興課長 菊 井 佳 宏

施設整備課長 下休場 健 司

理事兼災害復旧室長 中 川 郁 雄

理 事 後 藤 崇 幸

理 事 上 田 知 弘

教 育 課 長 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

主 査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 議案第 83号 千早赤阪村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第 84号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 3 議案第 85号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につ

いて（委員長報告）

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 4 | 議案第 86号 | 千早赤阪村手数料条例の改正について（委員長報告） |
| 日程第 5 | 議案第 87号 | 千早赤阪村立幼稚園条例の廃止について（委員長報告） |
| 日程第 6 | 議案第 88号 | 重要な公の施設に関する条例及び千早赤阪村立学校給食センター条例の改正について（委員長報告） |
| 日程第 7 | 議案第 89号 | 千早赤阪村B＆G海洋センター条例の改正について（委員長報告） |
| 日程第 8 | 議案第 90号 | 千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について（委員長報告） |
| 日程第 9 | 議案第 91号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について（委員長報告） |
| 日程第10 | 議案第 92号 | 千早赤阪村下水道条例の改正について（委員長報告） |
| 日程第11 | 議案第 93号 | 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）（委員長報告） |
| 日程第12 | 議案第 94号 | 令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（委員長報告） |
| 日程第13 | 議案第 95号 | 千早赤阪村・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する規約の協議について（委員長報告） |
| 日程第14 | 議案第 99号 | 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について |
| 日程第15 | 議案第100号 | 特別職の職員の給与に関する条例の改正について |
| 日程第16 | 議案第101号 | 一般職の職員の給与に関する条例の改正について |
| 日程第17 | 議案第102号 | 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第18 | 議案第103号 | 令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 請願第 1号 | 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創 |

設を求める請願書について

- 日程第 2 0 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 2 1 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 2 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 3 一般質問

午前9時59分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第4回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

なお、藤浦議員より本日の会議の欠席届が提出されておりますので、御報告をいたします。

会議録署名議員につきましては、会議規則第126条の規定により、2番関口議員を追加指名いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中議長 日程第1、議案第83号から日程第13、議案第95号までの13議案につきましては、12月3日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第83号千早赤阪村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例制定についてから日程第13、議案第95号千早赤阪村・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する規約の協議についての13議案を一括議題といたします。

まず、議案第83号千早赤阪村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例制定について、議案第84号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について、議案第85号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議案第90号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について、議案第91号災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について、議案第93号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）の総務民生所管分、議案第94号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の7議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る１２月３日の本会議において付託を受けました議案７件の審査を行うため、１２月６日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名全員出席のもとに開催いたしました。

付託された議案第８３号千早赤阪村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例制定について、議案第８４号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について、議案第８５号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議案第９０号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について、議案第９１号災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について、議案第９３号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）総務民生所管分、議案第９４号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、以上７議案の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、７議案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

自席にお戻りください。

続きまして、議案第８６号千早赤阪村手数料条例の改正について、議案第８７号千早赤阪村立幼稚園条例の廃止について、議案第８８号重要な公の施設に関する条例及び千早赤阪村立学校給食センター条例の改正について、議案第８９号千早赤阪村Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の改正について、議案第９２号千早赤阪村下水道条例の改正について、議案第９３号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）の文教建設所管分、議案第９５号千早赤阪村・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する規約の協議についての７議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る１２月３日の本会議において付託を受けました議案７件の審査を行うため、１２月

10日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催をいたしました。

付託された議案、議案第86号千早赤阪村手数料条例の改正について、議案第87号千早赤阪村立幼稚園条例の廃止について、議案第88号重要な公の施設に関する条例及び千早赤阪村立学校給食センター条例の改正について、議案第89号千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正について、議案第92号千早赤阪村下水道条例の改正について、議案第93号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）文教建設所管分、議案第95号千早赤阪村・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する規約の協議について、以上7議案の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、7議案は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

自席にお戻りください。

これより議案第83号千早赤阪村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関

する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第85号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８７号千早赤阪村立幼稚園条例の廃止についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８８号重要な公の施設に関する条例及び千早赤阪村立学校給食センター条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８９号千早赤阪村Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第９０号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第９０号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第９１号災害弔慰金の支給等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第９１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第９２号千早赤阪村下水道条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 9 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 3 号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 9 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 4 号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 9 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 5 号千早赤阪村・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する規約の協議についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第 9 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 1 4、議案第 9 9 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから議事日程第 1 6、議案第 1 0 1 号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての 3 議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 9 9 号から議案第 1 0 1 号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正及び特別職の職員の給与に関する条例の改正並びに一般職の職員の給与に関する条例の改正について、関連しますので一括提案するものでございます。

本議案は、令和元年度人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことに伴い、議会議員及び特別職の職員の期末手当並びに一般職の職員の給料や手当について改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課課長。

○中野人事財政課課長 それでは、議案第 9 9 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

第 1 条の条例改正の第 5 条第 2 項でございますが、人事院勧告に基づき、期末手当を

0.05月引き上げ、12月分を2.275月とするものでございます。

次に、第2条の条例改正は、令和2年度以降6月分と12月分の期末手当をそれぞれ2.25月とするものでございます。

附則としまして、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第100号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてでございますが、議案第99号の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正と全く同様の改正でございます。

次に、議案第101号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてでございます。

まず、第1条の条例改正につきましては、55歳昇給停止の規定でございまして、これまでは1月1日の昇給月以降に55歳を迎える場合につきましては昇給が可能であり、基準日前後で不平等が生じるため、当該年度末に55歳に達する場合につきましては昇給を停止するものでございます。

次に、第2条の条例改正でございますが、第3条の2は人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料表を改正するものでございます。

第26条の勤勉手当につきましては、12月支給分の勤勉手当を0.05月引き上げ、0.975月とするものでございます。

次に、別表第1、行政職給料表でございますが、人事院勧告に基づき、30代半ばまでの職員が在籍する号給につきまして、おおむね1,000円から1,500円の改定を行うものでございます。

次に、第3条の条例改正でございますが、第16条の3は住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げるものでございます。第2項は、住宅手当の上限を1,000円引き上げ、2万7,000円から2万8,000円に改正するものでございます。

次に、第26条は令和2年度以降の勤勉手当を6月分と12月分それぞれ0.95月とするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第3条及び附則第3条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、第2条の規定による改正後の給与条例の規定につきましては、平成31年4月1日から適用するものでございます。

次に、附則第3条は住居手当に関する経過措置でございまして、改正後の住居手当が2,000円を超えて減額となる場合につきましては、1年間に限り経過措置を設けるも

のでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第99号から議案第101号の3議案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第99号から議案第101号の3議案につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第99号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第100号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０１号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１０１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１７、議案第１０２号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１０２号は、令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１０号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１，２７５万５，０００円を追加いたしまして、予算総額を３９億２，０１８万３，０００円とするものでございます。

主な内容ですが、人事院勧告の実施による人件費、金剛山観光事業特別会計への繰り出しに係る経費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、議案第１０２号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１０号）につきまして御説明を申し上げます。

４ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございますが、ふるさと納税におけますクレジット決済の会社に変更となることから、4月1日から切りかえができるよう事前に準備作業を行うものでございます。

次に、10ページをごらんください。

議会費以降の人件費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の補正でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、14ページをお開きください。

商工費の金剛山観光事業特別会計繰出金につきましては、ロープウェイのPFI事業導入可能性調査を行うための繰り出しでございます。

次に、8ページをごらんください。

歳入でございます。

府委託金につきましては、選挙に係る人件費の人事院勧告に伴う増加分でございます。

財政調整基金繰入金につきましては、財源不足分1,274万1,000円を繰り入れるものでございます。

以上、説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 金剛山の特別会計への繰り出しについて質問をいたします。次の103号にもかかわるものですが、ここで質問をさせていただきます。

特別会計への繰出金980万円ということで、お話は聞いておりましたけれども、ちょっと金額が高額でありますので、改めてここで確認させていただきたいと思います。ロープウェイのあり方については、特別委員会でも審議をしておりますけれども、住民の中にはさまざまな意見がありまして、慎重に結論を出すべきものだと私は思っておりますけれども、この980万円を出すということについては、このロープウェイを再開するという結論を出しての予算なのかどうか、いやいや、そうではなくて、これからどうなるかということのための調査なのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 前回の特別委員会でもちょっと御検討願ったように、ロープウェイの工事等につきましては、村のほうで直営で工事、そしてその後の指定管理をいけば、財政的な負担もかなり大きいので、可能性としては厳しいということになりまして、そんな中で、今回民間資産を入れながらのPFIの導入ということで、今回予算のほうを計上させてもらいました。あくまでも、この予算につきましてもPFI、民間企業の活力

を入れながらの可能性調査でございますので、再開するのが大前提とか、再開しないのが大前提とかなしに、まずは可能性を探っていくというための調査費でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 せんだっての12月3日の特別委員会では、耐震補強の整備事業の費用が概算として私たちに提示されました。その額が12億4,100万円。それで、その財源については基金の取り崩しで5億円、そして地方債2億8,000万円、合計7億8,000万円。これに加えて、地方創生関係の交付金と、その他としましてネーミングライツ、宝くじなど4億6,000万円、この部分4億6,000万円については村が直接関係するものではないので、まだ未確定ではあるけれども、可能性としてはあるのではないかとということでございましたけれども、要するに、12億4,100万円かかって、非常に基金も取り崩したりということでは、そうすんなり結論を出せるわけではないというのも私もわかります。そのために、今説明ありましたけれども、村の概算をもとに民間の資金やノウハウを活用する制度を調査するための予算ということです。その980万円の費用を使って調査をした結果、PFI導入も難しいという結果になれば、この費用は無駄やったんじゃないかというふうに受け取られるのではないかと。いろんな意見を尊重するために、この費用は大事ではあると思うんですけれども、その辺今後どうなるかわからない中ではありますけれども、この980万円がどういう村民の世論を尊重しての予算計上ではあると思いますけれども、改めてここで理事者の意見をお聞きしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 当然可能性調査でございますので、可能性の結果、業務内容の中には民間企業との会話とかも入ってますし、民間企業の意向も聞くような業務があります。そんな中で、やはりどこものってこないとか、かなりやはり村のほうで財政負担が大きいというような形で、財政シミュレーションの中で、これやったらやっぱりだめやというような結論になれば、当然また議会等にもお諮りしながら、最悪廃止というか再開しないということになった場合、この980万円が無駄になるかということなんですけど、やはりそういうことが現時点ではわからないんで、その辺も当然、この時点でもうマルかバツかもつけられないような状態ですので、やはり本村としては、まずロープウェイとしては、現在3月まで運行していたあるものなので、その可能性を探っていきたいというような形なので、決してどういう結果が出ようが、判断するには必要な費用だと思っております。

そして、確かに980万円、普通の計画なんかには比べれば高いように思うんですけど、いろいろ内閣府のサウンディング調査のいろいろ可能性調査の導入費用につきましてもい

ろいろ調べましたら、やはり可能性調査だけでは1,000万円程度の費用はかかる事例が多いので、980万円が今のところ妥当かなと思っています。当然、まだこれは予算の段階ですので、今後仕様書なり積算等を詰めさせてもらって、また公平公正な感じの入札手続に入ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 当然、そういう判断で調査していただくということになりますけれども、この調査するに当たって、今の村の職員さん八十数名の中で、これだけの調査をするというのは到底負担であるし、専門的な知識も要りますので、だからこういう民間に調査を依頼するということになったと、せんだっての特別委員会では報告をもらいましたけれども、今後調査を依頼する期間というのはどれぐらいになるのか、お尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 予算のほうを議決いただきまして、もう12月でございますので、1月から仕様等のほうを固めていきまして、2月ごろには業務発注するような予定でございまして、一応もう年度内というのは無理なので、繰越事業ということで、ある程度中間報告的なものでしたら6月ごろに出る見込みで進めさせてもらいまして、6月以降に議会等のほうでまた検討してもらいたいなと考えております。その状況につきましては、随時状況報告とかはまた必要に応じて議会のほうでさせてもらうという段取りでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 こういう調査する会社というのは、私たち村としても初めてのことでございますけれども、具体的にこういう調査する民間企業というのは上っているんでしょうか。まずそれをお尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 本村の場合でしたら、当然PFI事業というのは初めてでございますので、全く経験ないような状況でございますが、先進地事例というところもありますので、その辺をまた参考にしながら業者選定を、入札につきましてもプロポーザル方式ですとか、一般競争、指名競争とかいろいろな手順はありますんやけど、その辺につきましてはまた今後検討してまいりたいなと思います。そして、業者等につきましても大阪府のちはや園地等につきましても、サウンディング調査等々を府さんも行っておりますので、その辺のノウハウももらいながら、慎重に進めてまいりたいなと考えておりま

す。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 金剛山特別会計とも連動するものですので、ひっくるめて質問しておりますけれども、御容赦いただきたいと思います。

私たちこれまで、村単独では難しいので、大阪府やそういうところにも要請してほしいということで言うておりましたけど、公営企業ですのでロープウェイそのものに対する府の支援というのは厳しいという中で、これまでも市町村振興補助なんかでも、12億円に対してで言いましたら微々たるもの、数千万円あったかなというようなことですが、そういうのを含めて金剛山の魅力づくりのための、そういう府の支援があるだけで、直接的な支援がないという中で、こういう概算を出していただいたわけなんですけど、今後この980万円を使ってどれだけ軽減して運営できるか。あるいは、それも企業もどこもなかったといった場合、再開を断念せなあかんというような事態になったときには、撤去費用ですけども、5月の説明のときには撤去費用は5億円という提示がありましたけれども、もし撤去するとなったときの費用は、そのときの金額と今とは変わってないか、ここで確認したいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 その費用につきましても、耐震診断をやりました業者からの参考見積もりという、超概算的な費用で5億円というようなものをはじいてもうてますが、現在もそのままの金額でということ。ただ、それにつきましても超概算というように形で考えてもらいたいなと考えております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 980万円ということで高額なので、ちょっと何点かお聞きしたいんですけど、金剛山観光事業特別会計繰り出し、このPFIの調査の委託なんですけど、その調査の内容というのを、ちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 調査内容につきましては、まずは現在の施設の現状把握等でございます。それにつきましては先般の議会のほうでも出させてもらいましたように、

12億円というのが1つの大前提の金額でございますので、それをもとにいろいろ詳細のほうを調べてもらいまして、あとは事業スキーム、各主要事業の整理、そして事業のスキームの企画とか、そしてあとPFIといいましてもいろいろ、手法的にはBTOとかBOTとかありますので、そういったものの比較検討を行いながら、そして民間事業者への意向調査、いわゆる民間事業者がどういった感じで意向で乗ってくるか、乗ってこないか、そういったものを調査しながら、財政負担軽減の検証等を行いながら、最終的には総合評価でというような形になってくる予定でございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 わかりました。

では、その調査委託の結果としては、返ってくるものというのは候補となる各企業になるのか。それともスキームが上がってくることになるんですか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 その辺につきましては、業者委託させてもらった業者から民間企業なりの聞いた、いわゆる内容、そしてまた村の財政負担が、当然村の負担もなければ事業は成り立たないと想定しておりますので、そういった財政負担的な結果を踏まえての総合的な評価結果になりますので、それに基づいて、村がするかしないかの次の判断になるような検討材料になってくると考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 わかりました。

先ほど、大体ほかの事例を見て1,000万円程度というふうにお答えされていたと思うんですけども、ほかの事例では同じようにロープウェイという事例はあるんでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 ロープウェイの事例といいましたら、民間のほうをやっているような事例的なものはあるかもわかりませんねんけど、なかなかロープウェイちゅうのは特殊でございますので、可能性調査のほうで今よその業者を見ておる中では、ロープウェイというのはございません。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 どういった施設をPFIで任せるかということで結構金額というのは変わっ

てくるかと思うんですけれども、今回でしたらこういった事例を参考にされてこの９８０万円という金額を設定されたのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 今回につきましては、１業者からの見積もりを営業見積もりというような形でもらっています。それにつきましては、大阪府からの紹介ちゅうか関連性があつた業者でございまして、それをうちのほうでも調べさせてもらいましたら、うちのほうの事業では完全な別個の事業でございしますが、実績もあり、うちにも指名登録はあって、信頼できる業者かなということで、一定そこからの参考見積もりということでもらっています。それが９８０万円ぐらいになっておりますので、そういった中で、それが高い、安いもちょっとなかなか判断材料としてわかりませんので、先ほどちょっと内閣府のホームページなんかを見てましたら、いろんなものによってかなり前後しますけど、やはり１，０００万円程度というのが載っておりましたので、予算につきましてはそれ以上の根拠がないので、９８０万円ということで計上させてもうてます。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 はい、わかりました。

○田中議長 ほかにございせんか。

井上議員。

○井上議員 ＰＦＩ事業導入の可能性についての調査ということなんですけど、調査を終えられて、結果を報告されると思うんですけど、その結果報告に基づいて、例えばロープウェイを再開したと。その場合、再開したけど将来的にやっぱりちょっとだめだったとかとなった場合、そういうふうな保証的なものというものはあるんでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 まずは、今回可能性調査でございまして、その結果によってうちのほうがやっていくという判断をしましたら、そこからいわゆるＰＦＩのいろんな方式のこの方式ということを決めまして、村の財政負担もこんなことということで、その中で改めて一から仕様をつくると。その中には、当然村ととつた業者のリスク分担とかいろいろなもろもろの仕様書とか、そういったものをつくりまして、当然村のほうではつくれませんので、これもアドバイザー業務委託料というような名前なのかどうか分かりませんが、そういったもので弁護士さんとかいろんな方々のもので仕様書をつくって、そこで公募するということになりますので、これをしたところで次のＰＦＩ業者が決まるというものではないので、またその辺につきましては、また今後御説明させてもらいたいなと考え

ております。

以上でございます。

○井上議員 ありがとうございます。

○田中議長 いいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第102号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第102号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第102号に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第103号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第103号は、令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ９８０万円を追加いたしまして、予算総額を５，３５４万３，０００円とするとともに、繰越明許費を補正するものでございます。

内容につきましては、現在運休中の金剛山ロープウェイのＰＦＩ事業導入の可能性について、業者委託により調査し、同時に本調査業務が令和元年度内に完了できないことから、令和２年度に繰り越すものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御意見賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、議案第１０３号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第３号）につきまして御説明申し上げます。

４ページをお開きください。

第２表繰越明許費補正で追加となる事業は、２款観光事業費、１項索道事業費、事業名金剛山ロープウェイＰＦＩ事業導入可能性調査業務９８０万円でございます。

１０ページをお開きください。

３、歳出から御説明申し上げます。

観光事業費、索道事業費、索道管理費９８０万円の増で、金剛山ロープウェイＰＦＩ事業導入可能性調査業務です。

続きまして、８ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金９８０万円の増、一般会計繰入金でございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第１０３号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第１０３号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第１０３号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第103号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員の関口議員、山形議員、紹介議員席へお願いいたします。

紹介議員から説明を求めます。

関口議員。

○関口議員 請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願についての提案説明をさせていただきます。

本請願は、11月25日田中議長宛てに提出されております。その請願書の朗読をもって提案させていただきます。

受理番号1号、件名、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書。

請願者の住所及び氏名、千早赤阪村小吹68-683、全日本年金者組合大阪府本部千早赤阪支部鈴木鉄雄ほか15名。紹介議員、関口ほづみ、山形研介。

請願文書を朗読させていただきます。

請願の趣旨、加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話が減ることで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米に比較して大差はないと言われていますが、補聴器の使用率は

欧米諸国と比べても極めて低く、日本補聴器工業会の調査報告でもイギリスの47.6%に対して我が国は14.4%と極端に低い数値となっています。

この背景には、日本において補聴器の価格が片耳当たりおおむね15万円から30万円で保険適用がないため全額自己負担となっていることがあります。身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで約9割の人は自費で購入しているため、特に低所得の年金暮らしの高齢者に対する配慮に欠けていると言わざるを得ません。

補聴器購入に対する公的補助制度が欧米では既に確立されていますが、日本では一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入助成を行っているのみです。

耳が聞こえにくい、聞こえないというのは高齢者の社会参加・再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるよう、下記事項を請願します。

記、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める地方自治法第99条による意見書を提出してください。

以上が請願の内容です。

高齢化社会の中で、加齢性難聴により社会参加ができにくくなり、ひきこもりや鬱などから認知症につながることで、一方、補聴器の装着によって認知症予防、医療費や介護費の抑制につながることも研究報告されています。全国で補聴器購入に対する公的支援を求める声が高まる中、国への意見書採択がされております。11月6日現在では、県レベルでは5件、そして33の市町村で意見書が採択され、国に要望しています。本村議会でも請願採択いただきますようお願いし、提案の理由と、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本件に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 こちらの請願に関しまして、この請願書にもあります日本補聴器工業会による調査報告を見ますと、こちらでは医師が積極的にこの補聴器というのを勧めていないという現状が報告されているわけなんですけど、この状況についてのお考えというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 請願文書にもありますように、補聴器は高額で、片耳だけで15万円から30万円程度かかるということで、非常に高額で、保険適用もまた現状では公的支援がない中で、お医者さんにとっても診察してすぐ補聴器をつけなさいという結論にはいかないん

だと思います。これは補聴器が高いということと、公的支援がないということが原因だと思います。そういうことから、お医者さんにしましても、しばらく様子を見てみましようとか、そういう結果でこういう工業会の調査報告があるのではないかと思います。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 わかりました。

確かににおっしゃられるとおり、金額が医師が積極的に勧めないという理由の背景にありうるということは、確かににおっしゃられるとおりかなというふうにも思います。

次に、またこの日本補聴器工業会による調査なんですけど、そちらでは確かに普及率というのは欧米は高いですけど、高い普及率に対して補聴器の満足度というのも、欧米は80%と非常に高いです。ところが、日本になりますと、今度一気に30%台と、そもそも満足度が低いんですね。その点についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 欧米に比べて補聴器の満足度が低いということについてですけれども、欧米諸国では補聴器の販売業者は公的資格制度が導入されているそうです。難聴者に補聴器を販売する場合は、まず医師による診断を行って、有資格者、オーディオロジストまたは音響技師等補聴器専門家、こういう人によって聴力検査、それから耳型採取、それとフィッティングを実施するということが義務づけられているというか、そういうことで、欧米の人はそういう経過をもって、その人の聞こえに合った補聴器を装着してるので、欧米では満足度が高いと思っております。補聴器の販売からフィッティングまで、一人一人の聞こえに合わせる仕組み、公的支援制度も確立されている欧米と、それに比べて日本は全くそういう支援がないから、結局医師の診断のないまま、身近にある量販店とか、そういうところで1万円、2万円の、とにかく集音できるようなものを購入してしまって、たんすに放っておくというような事態があるのではないかと思います。そういうことです。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

今おっしゃられましたように、日本では、先ほども補聴器の専門業者ではなくて、例えば電気屋さんですとか、あとは通信販売ですとか、そういうところでも購入できてしまうんですね。そうなってくると、やっぱりなかなか満足度が上がってこないということにつながってくる。確かににおっしゃられるとおりだと思います。日本では、電気屋さんですとか通信販売とかですかね、新聞の広告とかでいろいろ載ってますけども、そういうところでも買えてしまうと。その状況で、果たして補助だけ先行すべきなのかどうか。現状、通信販売でも購入できる。この状況に対してのお考えというのをちょっとお伺いしたいと

思います。

○関口議員 さっきも申し上げましたように、欧米では補聴器を販売するのにさまざまな資格と、その後のフィッティングの実施なども課せられておりますよね。そうしたことが整備されていない中で、日本では通販でも気軽に売れるという仕組みであるがために、そういうところに行ってしまうと。国のほうで公的整備を行ってもらおうというのは、やっぱりそういうものについても、ちゃんとした有資格者のいるところでないとは販売できないとか、そういうところも整備されるようにしていくべきではないかなと、公的制度の創設というのは、そういうことも含めて改めていくべきではないかと思います。

○田中議長 関口議員、挙手されて答弁してください。

○関口議員 失礼いたしました。

○田中議長 千福議員。

○関口議員 工業会のほうからの分析もあるような形で、補聴器を使用しない主な理由としては、煩わしいとか、使用してももとの聞こえには戻らないとかの理由が上位を占めてるというような分析もされております。実際、私自身も身内とか親族の中で従前補聴器を購入して、今言いましたような形の煩わしさとかそんなのが極端にあったように感じて、せっかく買うたのにほとんど使ってないとかというような状況が発生してました。いまだかつてちょっと使っておられないような状況であります。こういうふうな点についてどのようなお考えかというのをお聞きしたいと思います。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 煩わしいとか、確かに先ほどから説明しましたように、とにかく自分の聞こえづらさを何とかしたいというために、ちゃんと専門家のいない電気屋さんとかそういうところで、とにかく聞こえたらええというだけで買ってしまっ、自分の耳に合わないためにほったらかしにしていると。もう一つは、補聴器自体はもとの聞こえを戻すというものではありませんので、その人の耳の聞こえづらさを調節しながら、脳にそれを覚えてもらって、そしてその人の聞こえづらさに合わせて聞こえるようにしていくというものですので、その辺の認識もないままに、安易に購入しているところがそういう結果を招いているのではないかなと思います。ですので、単に補聴器といっても、集音だけではなくて、専門家も指導できるような公的制度を創設するべきだと。その上で、支援なんかも検討していったほしいというのが今回の請願の狙いではないかなと思います。

○田中議長 いいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 今いろいろお話があったと思うんですけど、基本的に補聴器の販売、供給体制が全く欧米とは違うということで、欧米では医療機関と国がほぼ連携されて、そういう資格制度とか販売制度、公的資格化されたりして販売されているということで、その辺基本的に違うというのがやっぱり普及率の差に出てきていると思います。単に、やはり金額的に補助を入れるということではなくて、やはり国としてまた地方自治として、いろんな方面でそういう体制を整えないと、やっぱりお金だけ投入しても無駄ではないかなと。抜本的に、消費者に関してもやっぱり理解不足というのがあると思われますので、その辺も加味しながら、やはりその公的資格というか、そういう制度自体を考え直さないといけないと思うのですが、そのあたりは山形議員はどう思われますでしょうか。

○田中議長 山形議員。

○山形議員 御意見ですので、井上議員のおっしゃってる御意見をそのままお聞きして、これから努めさせていただきたいなと、そう考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今の御質問ですけれども、請願の中にはそうした補助をしてくださいというものではなくて、公的制度の創設をお願いしますということで、補助金を出してくださいというものも、それも含まれますけれども、国のほうで補聴器購入に対する公的な制度を創設してくださいという中身ですので、その辺も御理解いただいて、単に補助していただくと違うよというところも御理解いただきたいと思います。

○田中議長 井上議員、いいですか。

○井上議員 はい、わかりました。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

紹介議員は自席にお戻りください。

お諮りいたします。

請願第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で採決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、請願第1号につきましては本会議で採決することに決しました。

これより請願第1号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず本請願を採択することに反対者の討論から賜りたいと思います。

田村議員。

○田村議員 それでは、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願の採択に反対の立場から討論させていただきます。

請願書にありますとおり、我が国の補聴器普及率というものは、欧米諸国で比較して明らかに低いと言うことができます。しかし、果たしてその原因は公的補助の有無、それだけに求めてよいものか疑問が残ります。補聴器に関連する大規模調査、こちらジャパントラック2018ですね、が日本補聴器工業会により実施されています。こちらを参照しますと、補聴器を取り巻くさまざまな問題が見えてまいります。

まず第1に、耳鼻科を受診した難聴者のうち、実に7割近くの人々が医師から補聴器の使用というものを勧められておりません。医師が勧めていない状況で公的補助だけ先行させるべきなのでしょうか。

第2に、購入された補聴器のうち、2割はほぼ使用されていないという事実があります。公的補助を得て購入されても、特に使われずに放置されてしまっただけでは意味がありません。

次に、欧米と比較すると確かに普及率は低いのですが、そのわずかな人々ですら補聴器に満足している人は4割弱にとどまります。ヨーロッパ諸国では、8割前後の満足度であり、日本とは大きく差があります。この差を公的補助の有無で説明可能でしょうか。

これらの事実から導かれることは、我が国における補聴器を取り巻く状況は、公的補助の有無だけで解決できるほど単純なものではないということです。問題の一例を挙げると、補聴器は通信販売でも購入できるという点があります。難聴者の聞こえ方には個人差があります。したがって、補聴器には個人に合わせたフィッティングが必要不可欠になってまいりますけれども、通信販売ではそれはまず不可能であります。ジャパントラック2018でも、通信販売で購入された補聴器の満足度は著しく低いということが報告されております。医師も勧めていない、満足度も低い、そして販売方法にも問題がある、これらの諸問題には手をつけず、公的補助だけ先行させても、使われずにたんすの肥やしとなる補聴器をふやすだけではないでしょうか。公的補助の前に、まだまだやるべきことがある。つまり、制度そのものの整備が必要であるというふうに私は考えます。その点を指摘して、反対討論を終わりたいと思います。

以上です。

○田中議長 次に、賛成者の討論を賜ります。

関口議員。

○関口議員 第1号請願加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書について、賛成の立場で討論いたします。

超高齢化社会の中で、加齢性難聴者が増加しています。加齢性難聴により高齢者のひきこもり、鬱、認知症につながるものが指摘されています。加齢性難聴になっても、補聴器が高額であり、年金暮らしの高齢者にとっては負担が大きく、諦めて聞こえがだんだんひどくなり、ひきこもり、鬱、認知症につながっております。

厚労省の介護マニュアル改訂版では、聴力の低下が閉じこもりの一つの要因であることを指摘しております。また、高齢者の社会参加の促進と医療費や介護費の削減に向けて、国においては平成30年度から日本医療研究開発機構において、認知症機能低下予防の効果を検証するための研究事業が始まっております。その中には、難聴者の対策についても検討されております。

こうした中、全国では加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める声が高まっていますが、全国16の自治体で購入助成、補助を実施し、4自治体で現物支給を行っているにすぎません。欧米での普及率が高いのには、公的支援制度が確立されているためです。そのため、日本でも補聴器購入への公的支援を国に求める意見書が各地で上げられています。また、公的支援を求める中で、制度の改善も当然やるべきものだと考えております。

ことし11月6日現在では、都道府県では兵庫、神奈川、長野、高知、石川など5県で意見書が採択されております。市町村では、33自治体で採択されております。大阪府では摂津市議会のみですが、この12月議会ではさらにふえるものではないかと思えます。

かつて、白内障の眼内レンズ手術費用は保険適用されませんでした。しかし、世論と運動で国を動かし、白内障レンズの手術は保険適用されることになり、非常に助かっております。こうした制度もあわせて、補聴器購入への公的補助制度創設が必要だと思います。高齢化社会の中で、高齢者が普通に社会参加でき、医療費や介護費の削減にもなります。よって、国において公的補助制度を求め、国に対して意見を上げてほしいという請願者の思いに応えて、本請願は採択すべきものと賛成討論といたします。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

請願第 1 号を採択することに賛成の方は御起立願います。

(賛成 2 名 反対 3 名)

○田中議長 起立少数です。よって、本案は不採択となりました。

ここで休憩に入ります。

11 時 40 分より再開をいたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 39 分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 20、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の井上委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 21、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の藤浦委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 22、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の山形委員長

から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第23、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、山形議員。

○山形議員 それでは、質問させていただきます。

議席番号7番、山形でございます。議長通告に基づき、3点についてお伺いいたします。

まず、1点目ですが、今後の村立小・中学校のあり方についてですが、この問題は平成30年度9月議会において、前教育長矢倉氏に質問をいたしました。今回改めて、令和元年12月から就任されました教育長の見解をお聞きいたします。

村は、小学校2校、中学校1校という現状であり、3校とも児童数が100を切っている状況であります。そこで、小規模校でこの規模を生かすにも、常々私は小中一貫のほかにも、また小中共同校の設立を願っております。ただ、財政面的なことや立地条件等難しい課題が多々ある中で、次の2点についてお伺いいたします。

1つ、平成19年、20年度の4校の小学校が2校に統合された。現在のところ、2校とも児童数が減少の中で、統合についての考えをお聞かせください。2点目、中学校は創立され60年が経過しています。今後、改修等の計画を考えると、史跡内であり、数々の課題が生ずる。近い将来、小学校が統合されたとき、残る1校を小学校施設に中学校が移転することについて考えをお聞かせください。

2点目ですが、ドローン規制緩和国策特区について、申請の構想についてお伺いいたします。

我が村は、先駆けに林業活性化を図る目的とし、また近い将来ドローンを利用した広域運送業者に対し、宅配の実証実験もでき、大学、介護事業者、病院等と協力し、過疎、高齢化地域に発生する具体的な問題にドローンを利用して対応する実験を行う目的で、我が村は立地条件が利便性も高く、拠点として誘致するための特区申請をする構想を考えております。この御意見を答弁を求めます。

3点目、来年度5期に向けて、村長選挙への出馬でございますけども、長年にわたり村政を務められてこられました。現在、村においても数々の問題が山積している中で、来年

度は5期目を迎えられると思いますが、そこで村長選挙に出馬されますか。出馬されるのであれば、どのような公約をもってお出になられますか、お伺いします。

以上、3点について教育長、担当課、松本村長の答弁を求めます。

○田中議長 質問事項の1番目の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 今後の村立小・中学校のあり方について御答弁申し上げます。

まず、質問要旨1の小学校統合についてでございますが、11月現在の児童数は千早小吹台小学校で104人、赤阪小学校で97人でございます。議員御指摘のように、令和2年度以降は、両校とも100人を切る児童数が推測されます。村立小学校は、2校体制となって11年余りが経過いたしました。今後の両校の児童数を村における出生数で推測いたしますと、6年後の令和7年度には、両小学校とも60人前後の児童数になると予想されます。

このような状況の中、教育委員会において平成31年3月から令和元年10月にかけて、今後の小学校のあり方についての議論を両小学校や幼稚園の保護者、PTA役員、学校関係者の意見も参考にしながら行ってまいりました。10月に教育委員会としての方針をまとめ、11月の総合教育会議に報告いたしました。その内容につきましては、まず、今後毎年8月までに村の出生数より児童数の推移を検証し、1つの小学校の児童数が2年続けて60人を切る、または複式学級が生じる年を予測いたします。この年を統合する時期と想定し、その3年前をめぐりに学校、保護者、地域住民などからの意見も集約する協議の場を設け、その時期、施設のあり方、必要経費の算定、通学バスのあり方等についても計画を作成することいたしました。今後、区長会の場合や広報を通じて、住民の皆さんにこの方針を広く周知していく所存であります。

次に、質問要旨2の中学校の移転についてでございますが、現在の中学校校舎につきましては、昭和33年千早中学校と赤阪中学校の統合により現在の地に新設され、その後増築や耐震工事などを行い、今に至っています。議員御指摘のとおり、今後改修等の計画を考えると生ずる課題に対応するため、今年度長寿命化計画を策定し、施設の維持管理の方向性を検討しているところであります。

議員お考えの、小学校がどちらかに統合された場合、もう一校を中学校にというお考えについては、財政状況や既存施設の有効活用、地域の活性化の視点も踏まえた上で検討していくべきものと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○山形議員 ありがとうございます。

就任早々、すぐに問題を言いましたけども、これもやはりこの村においては、もう絶対に待ってる状況じゃないという認識のもとで再質問させていただいたわけですけど、一応、今の答弁と重複するかと思いますが、ちょっと読ませていただきます。ちょっとお聞きください。

この問題は、今先ほど質問にありましたように、去年の9月の議会で矢倉前教育長が答弁していただいたことを今からちょっと述べますので、ちょっとお耳の中に入れていただきます。

教育委員会として、統合ということも視野に入れ、検討の時期に来たと考える。また、教育委員会において議論を進め、保護者等を中心に小学校のあり方をテーマに意見交換の場を重ねることということで答弁を頂戴いたしました。今回の答弁です。今の内容をよみかえしてみますと、もう一度私なりにちょっと書いてみたんですけど、申しますけど、村立小学校が2校体制になって11年余りが経過した。今後の村の出生数は推測すると、6年後の令和7年は両校とも60名前後の児童数になると。教育委員会としては、平成31年3月から令和元年10月にかけて、両小学校でも議論し、意見交換を参考にし、総合教育会議に報告した。今後、毎年8月までの出生数により児童数の推移を検証しながら、1つの小学校の児童数が2年続けて60名を切る、または複式学級が生じる年を予測し、この年を統合する時期と想定し、3年前を目途に学校、保護者、地域住民などの意見を集約し、議論の場を設けるとのことです。

2番目の中学校の移転については、本年度から長寿命化計画を作成し、施設の維持管理の方向性を検討するとともに、小学校が統合された場合、もう一校を中学校には、財政面、施設の有効活用、地域の活性化を踏まえた上で検討することです、という御答弁でした。間違いございませんね、ありがとうございました。

ここでお聞きしたいんですけど、僕初めて聞くんですけど、答弁は答弁で前向きでとてもうれしいんです。これから進めていただきたいと思いますけども、総合教育会議ということが今答弁中でありました。これは皆さんも知ってる方が、私初めてなんですけど、その会議の内容というんですか、どういう方が入って、何名で構成されるか。それからもう一つ、これは多分、ちょっと教育委員会外やと思いますけど、出生のことをおっしゃってます。今現在、出生状況というのは把握できてますか。この2点をちょっとお聞かせ願えたら結構です。2番目のやつは、教育委員会外じゃないかと思いますが、答弁の中に出生という数を答弁していただきましたので、その2点をちょっとお伺いしたい。

○田中議長 栗山教育長。

○栗山教育長 まず、総合教育会議でございますが、4年前に国の法律が改正されまし

て、その中で地方公共団体の長がその教育や文化や学術に関する総合施策を大綱としてまとめなさいと。そしてその大綱を協議する場、もしくはいろんな教育等の重要な施策等を協議する場として、総合教育会議を開催しなさいということになっております。それは、地方公共団体の長が招集して、メンバーは地方公共団体の長とそれから教育委員会、あと地方公共団体の長が会議に必要なというメンバー、学識経験者とか入る場合もあります。そういう総合教育会議を今度11月に開催されて、そこで報告した。そういう次第でございます。

それから、出生数に関しましては、先ほど申しました令和7年度で大体20人を切るのではないかという予測がされておりまして、さらに年度が進むと、その出生数はだんだん下がっていくんじゃないかなと、そういうことを考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 要望と提案をさせていただきました。これから前へ進むことですから、今先生とキャッチボールしてもまた次から次から問題が出てくると思いますので、きょうはこれぐらいにしまして、私のほうの一方的な構想と要望に切りかえさせていただきますけども、聞いていただきたいと思います。

今出生のことをおっしゃいましたけども、これは健康福祉課からちょうど資料を頂戴しまして、平成22年から令和元年、きょうまでですけども、お子さんが生まれたのが202名、9年さかのぼりまして、平成22年からきょうまで202名のお子さんが生まれてる。昨年とことしと比べますと、昨年は17名で、ことしが12名、29名です。令和2年はどういうふうになるかちょっとわかりませんが、そういう状況にあるということだけは、ちょっと勉強させていただきました。

そこをお願いしたいんですけど、この2校を統合することで1校が廃校になることは事実ですね。それを私考えるんですけど、この移行で経済効果が出る、廃校に考えていく議論をしていただきましたらと思います。必ず最近では、2校を統合することで1校が廃校に、このことを考えますと、経済効果が生まれる、廃校にしてほしい。これ1つ1例を伺いますと、森田課長が2年間ほど河内長野に行っておられましたけど、河内長野市の南花台地区に1つ廃校ができました。それが今、介護専門学校に変わっています。地域の住民の人は、物すごくにぎやかになって喜んでいます。こういうことを考えまして、やはり必ず廃校となった1校は、小吹台と赤阪小学校がありますから、統合がうまくいきましたら、どちらかの小学校が1校余るわけですから、どの学校が経済効果があるかというこ

とを並行してやっぱり議論をしていきたい、今の総合教育会議の中で。これは絶対に必要やと思う。ただ、やったから放っておいたら、事実うちに例があります。ここに千福議員がおられますけども、今一生懸命廃校の利用を考えていただいておりますけど、前の先輩議員も言うてはりましたけど、残念ながら何の利用価値もなく、そのまま放ってあります。それでは、ちょっと今回は困りますので。だから、そういう面は必ず入れていただいて、会議の中にそういったものと並行して、課長も聞いといてほしいんですけど、お願いしたいと、そう思っております。

最後に、この中学校の移転なんですけども、これはもう私の構想をここで述べるわけにはいきません。まだスタートしたところですので。これは、教育長、来年3月に今の統合の進捗状態を聞きながら、この中学校の私の個人的な構想を3月議会に述べさせていただきますので、そのときにはまた御答弁頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

この件については終わります。ありがとうございました。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 ドローン規制緩和と国家戦略特区に申請する構想はについて御答弁申し上げます。

国家戦略特区は、世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくることを目的に、地域や分野を限定することで大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度です。今回御質問のドローン特区については、一例でございますが、地方再生まちおこしとして、徳島県那賀町が特区認定を受けて進められております。那賀町では、ひと・まち・しごと戦略課ドローン推進室として、事業に特化した部署を新設、日本一ドローンが飛ぶまちを目指し、林業へのドローンの活用、過疎地域に住む高齢者への宅配サービス、ドローンマップの作成や鳥獣被害対策への実験など、まちを挙げて取り組んでおられます。今回、空の産業革命と呼ばれるドローンを活用し、村おこしをとの御提案かと存じますが、村として何を目的としてどのような効果を期待するのか、あるいは村の課題にドローンがどのように有効であるかといったことも、今の時点では具体的にわかっていない状況であります。また、ドローンについては安全性やプライバシーに関することなど、問題点も多いことが指摘されております。

現在、村ではロープウェイ問題や小学校のあり方など課題も多く、計画策定など内容も高度であること、また体制的にも厳しい状況であり、御提案のドローン特区の構想については困難であると考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 この問題を提案することに至りましたことをちょっと今から説明いたしますけども、ちょっとここで時間を頂戴いたします。

私には、皆さんそうですけど、応援している仲間があります。その中の仲間、シニアグループとそれから50歳以下のグループ、私2つグループを持っています。その中で、毎年、年初め、それから年後、最近ですけど、話をするんですけど、その中の50歳以下のグループ、今7名おるんですけど、その中のグループの1人がこの国家戦略特区というものを私にぶつけました。なぜぶつけてきたかというたら、要するに村の状況を案外把握している男です。私も80歳になりますから、次の選挙は別としましても、なるべく後継者をつくらないかんということで、その7名の中から一生懸命村の状況、判断、そういうことを年のうちに2回、3回と勉強させてる中の一人です。そこで、ちょっと申しますけども、今の赤阪課長の答弁にちょっと理解に苦しむ。私も、この国家戦略特区、まだ反問権があるんやったら、言われたらなかなかうまいことよう説明せんねんけども、今国家戦略特区について説明がございました。それからまた、徳島県那賀町の例も挙げてもらいました。そこでお伺いいたしますけども、我が村が急速な高齢、過疎化地域であることは周知の事実やと。多分御存じやと思う。高齢者の住民が、今後数年のうちに日常生活に直面することは、容易に想像されます。大変なことになるんじゃないかなろうかと私は思っております。そこで、国家レベルで指摘されている林業の衰退、それから放置された森林に発生する被害等の問題等々が問題視されている中で、問題解決の先駆けとして、林業、農業、また村に企業誘致をし、活性化させ、人口増加もでき、税収増加ができ、ということを今考えています、この提案について。また、これについてちょっと赤阪課長、教えてください。

もう一つ、今答弁の中に安全性とプライバシーに関する問題が多いということでした。これについて、今から申しますけど聞いてください、プライバシーについてはどういうことを御心配してるのかが1つ。それから、安全性というものは、これはあなた方がプロやから、ルールをつくるのは行政のプロでしょう。だから、そういったものをきちっとつくるだけの準備をしとかんと、これからするためにはやってもらいたいんですけど、やはり安全性というものについて、ちょっと私には、先ほどのあなたの答弁で疑問点があるのはここやねん。やっぱり、そういったものをつくるのは、やっぱりここに皆座っているそちらの人の、もうこれは私らよりずっとそういうのはプロやと思っているので。

この2点についてちょっとお伺いします。あとは要望に切りかえますけど、お願いいたします。

○田中議長 赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 安全性、プライバシーというのはどういうのやということでございますけども、ドローンはよく空撮等で利用されます。空撮されるということは、要はドローンにカメラがついてるということで、近くの家の中をのぞけるとか、そういったことも考えられます。また、他の安全性といいますと、やはり以前も、首相官邸のほうにドローンが落下したとか、そういうふうな問題がございました。そういった部分で、また歩行者あるいは住居等に被害が出るというようなことも考えられますので、先ほど申し上げたところでございます。

あと、いろいろ今回御提案、このような形でいただいているのは非常に村に関心を持っていただいているということでありがたいことかなと思うんですけども、なかなかやっぱり、こういうふうなドローンに限らず、特区という部分、特にこの国家戦略特区はそういうふうな規制制度の改革ということで、村がこういうことをこういうふうにやりたい。その中で、こういうふうな規制があってできないと。そういうふうな部分を取っ払う意味で特区、こういうふうな申請をするというふうな部分で使われるというところかなと思っておりま。ただ、一概に特区といいましても、先ほども申し上げましたように、特区申請をするに当たって、やはりかなり高度な部分が必要になります。やはり、全国的に先進的な事例というふうな形が必要になろうかと思しますので、それは現在の村の体制では難しいというふうなところでございますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

要望と、参考までに聞いてください。

今おっしゃったように、これはもう計画策定など、内容も高度であるということはよくわかります。正直言って、私もちょっと体制も今のところは物すごい厳しいなと思われま。これも私も自分で質問しててよくわかります、今の村の体制から考えたら。ですから、特にこれから参考を言いますけども、特区を受けた市町でいいですから、多分あなたたち資料を持ってると思うけど、電話1本でもいいですから、勉強をこれからしていただいて、時間の制限はあるかもわかりません。副村長、村長が怒るかも、ほっとけと言わはるかもわからへんけどね。だけど、やっぱりこれからはこの村も、この技術というやつは絶対必要やと思うので、その点お願いしたいと。特に、わからん場合やったら専門家もおるし、大学もおるわけや。だから、そういったことをやっぱり1人でもいいですから、やる気を起こして、このドローンについて一遍ちょっと、来年度から問題視しながら検討し

てください。

次に、参考です。

あなたも資料を持ってると思うんですけど、千葉市が宅配の実験実証をして、今特区に指定されて一生懸命やってます。どういうことをしたかと言いますと、技術検討会の構成員で、民間企業が、今から民間企業の名前を言います。これちょっと私も資料をもらって、そのまま棒読みするんですけど、アマゾン、イオン、ウェザーニューズ、NTT、佐川急便、セコム、東京海上等20社が千葉市の宅配に歓迎して募集した企業です。そのときの費用はどうしてるかといったら、地方創生交付金を活用して、千葉市はこれをやって、今現在にある。そういうことを参考に入れて、各地区でもあります。近所にも姫路のほうにも1つあると思いますけど。そういったもので、これから参考に入れていただきまして、願わくは村もドローンというものをこれから物すごく大きな企業、商いができるような気がせんでもないです。事実あるでしょう、これからどんどん、思いますので、それを要望してこの問題を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 質問事項3番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 5期目の村長選挙についてという質問でございますが、千早赤阪村は人口の著しい減少により、平成26年4月に大阪府内で初めて過疎地域の公示を受けました。その直後から、私は常々、国内でいまだ例のない過疎からの脱却が図れるよう、一流の村づくりを目指すと発言し、自立に向けたさまざまな取り組みを進めているところでございます。今後発生が予想される大規模災害に備え、防災拠点機能をあわせ持った新庁舎の建設を初め、教育環境の整備やロープウェイ問題など、解決すべき問題が山積しております。また、来年度は令和3年からの新たな村づくりの基本方向を示す第5次総合計画の策定に着手するなど、令和の新しい時代に向けた村づくりのため、重要な1年となります。今はまだ道半ばであり、希望ある未来へ向けたしっかりした道筋をつけることが私の役割だと考えております。そのようなことから、来年の村長選挙に再度出馬させていただき、これまでの4期16年の経験を生かし、微力でございますが、村政運営のかじ取り役をさせていただきたいと考えております。選挙の公約につきましては、過疎からの脱却を図る一流の村づくりを目指すための施策をこれからじっくりと考えていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 再質問じゃないんですけど、私の考えだけ申しておきます。

村長も昭和15年生まれでしたか、私は14年で、私のほうが1つ上です。だから、も

うちょうど80を過ぎました。ただども、村長が出られると言うんだったら、私もちょっと今の健康状態で、一遍あなたの4年間の集大成を見させてもうて、監査役を務めさせてほしいなど。今おっしゃったように、過疎からの脱出、それを公約にして5期目を頑張るという御答弁を頂戴いたしましたんで、とりあえずそれはそれでいい結果が出ることを願っておりますけども、私もあなたに負けんように頑張らせていただきたいと思います。よろしく願いしときます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○田中議長 ここで休憩を行います。

13時15分から再開をいたします。

午後0時13分 休憩

午後1時14分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

第2番目の質問者、関口議員。

○関口議員 通告に基づき、2点について質問をいたします。

初めに、産業廃棄物などの不法投棄の監視強化を求めて質問いたします。

村内周辺への産業廃棄物などの不法投棄が散見されます。市町村の境界や府道、村道、棚田など、ふだん人通りや車の移動しない時間に不法に投棄され、放置状態になっています。最近、小吹台から甘南備への府道沿いの土砂置き場には、夕方から夜の時間帯にダンプカーがとまっていたり、昼間にはガソリンなどの給油カーがとまっているなど、住民から何の作業をしているのかと不安の声が寄せられています。また、村民グラウンドから消防分署におりる村道、のり面に家具などが不法に投棄されています。10月には、棚田守り隊が耕作している棚田への産業廃棄物が不法投棄され、放置状態になったままです。これらは、村内や周辺への不法投棄の一部にすぎません。村広報紙11月号では、大阪府産業廃棄物の指導課による土地所有者への管理などが広報されているものの、不法投棄された後の対応は全く触れていません。関係機関と連携し、放置されたままのごみの撤去に向けた対応と、新たな不法投棄をさせないよう対策が必要です。また、土砂置き場の状況を把握するため、パトロールと指導を行っていただき、住民の不安を解消するため、早急に対応していただきたい。

次に、村道の改修について質問をいたします。

小吹台などの住宅地内の生活道路の軽微な損傷が、村内各地に見られます。村道の改修は計画的に進められていますが、アスファルトの剥離や木の根の進入などによる損傷が目立ちます。高齢者や学童、幼児などが段差やくぼみにつまずき、事故につながる危険があ

ります。また、側溝の亀裂も各所で見られます。このような村道の軽微な損傷についても、小まめに改修をしていただくよう要望いたします。

以上が質問ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 産業廃棄物などの不法投棄の監視強化について御答弁申し上げます。

基本、ごみの処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の4及び第3条によりそのごみを所有している者に責任があります。しかし、不法投棄されたごみは犯人が特定できないことが多いため、同法第5条によりごみを投棄された側の土地所有者が処分することとなり、府道や村道であれば道路管理者が、棚田であれば棚田の土地所有者となります。議員からお問い合わせいただいている富田林市と本村の境界付近に不法投棄された案件につきましては、富田林市に申し出を行い対応いただいているところでございます。

一方、村では廃棄物を投棄された側の土地所有者が、原状回復するための支援措置として、テレビや冷蔵庫などのリサイクル料金の必要な廃棄物に対しては村が単費で料金を負担するほか、申し出により不法投棄禁止の看板を支給するなどの対応を行っています。また、不法投棄者に対する抑止力と事件解決に貢献できるよう、村の主要道路に防犯カメラを設置しています。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 河内長野市は、J A大阪南と大阪府の森林組合南河内支店と廃棄物の不法投棄を監視する協定を結んでおられます。それが、不法投棄などを発見した場合は、河内長野市に情報提供を行うとして、災害を未然に防いで、生活環境の保全と都市の景観美化を促進するというを目的にこういう協定を結んでおられるんですね。こういうことで監視できるのであれば、村もこういうことを探っていただけたらと思います。

一方、棚田への産業廃棄物の不法投棄については、不法投棄禁止の看板の設置をお願いして、今住民課が対応していただいておりますけれども、富田林領域であるということで、まだ看板も立てられないままの状態になっております。新たな不法投棄をさせないためにも、看板をいろいろと管轄場所が違うとかと言って、できないような状況ですけれども、ぜひとも早くやっていただきたいと思うんです。

その棚田の不法投棄の件なんですけれども、私たちが棚田をやりまして3年目から、2008年からですけれども、ずっと川の溝掃除をやってるんです。それには、冷蔵庫とかある団体の発行する領収書もあったりとか、いろんなものがあって、これをやりかけた

ときには、富田林の担当の人が、この集めたごみを即翌日には引き上げてくれたんです。そうして今も続いているんですけども。10月には、新たな不法投棄がやられて、産業廃棄物というのはわかってるんです。ここへ看板を上げてほしいということで、富田林にもお願いしていただいているんですけども、なかなか設置してもらえてない。新たな放置を許さないためにも、早く、ここはもう監視してるんやでということを見せしめるためにも、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。その点、河内長野のような、これがいいかどうか分かりませんが、こういう方法とかでパトロールをやってもらう、また富田林市域内のところやけれども、看板ぐらいは早う設置してほしいということで、再度この件についてお願いいたします。

○田中議長 答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 まず、1点目の河内長野市では、JAさんと協定してそういう対応をしているということで、村では郵便局のほうと協定のほうを結んで、村道であるとかその辺の傷みを発見すれば、村のほうに連絡いただけたりとかというふうなことはしておりますので、今後不法投棄についてもそういうことができるのか、その辺は勉強していきたいというふうに思います。

それと、今議員からいただいている棚田の不法投棄の件でございます。この件につきましては、富田林市さんのほうに村から現場を確認していただいて、誰の所有になっているのか、その辺も調べていただいて、書面で通知をしていただいております。ただ、村から後日この案件についてどういうふうになっているか確認いたしましたところ、宛先が不明ということで、富田林市のほうに返ってきてるというようなところです。富田林市さんとしては、今後どんなことができるのか、今検討中ということで御回答いただいているんですけど、村としても富田林市と今後連携をとりながら対応していきたいなと思います。ただ、先ほど御答弁申しましたように、最後は土地の所有者の管理責任ということになりますので、なかなか富田林市さんも独自で対応するのは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 郵便局さんとの契約ができないかという件ですけども、河内長野市さんは、不法投棄についてはJAさんとかもやってるけれども、たしか郵便局ともやってるという情報は聞いております。だから、不法投棄等のこともまた郵便局さんでもできるものであれば、やっていただいたら早期発見につながると思いますので、よろしくお願いしま

す。

それから、棚田の件ですけれども、地主の責任やからということで、地主がわからへんから返ってきてるわけでしょ。それやったら、不法投棄禁止の看板は富田林でやってくださいよということとは言えると思うんです。

これね、2013年のときの写真なんですよ。富田林市さんが不法投棄禁止の看板を張ってくれてるんです。それが違法行為であるかどうかはわかりませんが、せっかくきれいにした棚田に物を置かんといしてほしいということで、それは富田林市さんがやってくれてはるんですよ。今回も、村でやるのは村の領域と違うからあかんということで、看板を持って帰られてしまいましたけれども、富田林市さんにとりあえず、新たな不法投棄をさせんためにやってほしいということを再度お願いしていただいて、不法投棄を少しでも減らすようお願いしたいと思います。

それから、土砂置き場の件ですけれども、2年ほど前から土砂の搬入が頻繁に行われまして、土砂の山がどんどんどんどん高くなって、道路際まで土砂が迫っておいまして、昨年の4月に私は富田林市と大阪府に産業廃棄物の申請は出てるのかとか、それから現状を把握してパトロールをやってくださいということを申し入れしまして、その後、土砂の搬入などはおさまっておいまして、最近こういう事態になっておいまして、しかも夕方ぐらいから車が動き出すということで、非常に何をやられてるんやろうということで心配やという声も、先ほど言いましたけれども、出ておりますので、これも富田林市と連携して、作業の内容、それから産業廃棄物であるかどうかということなども調査していただけるように相談していただきたいなと思うんですが、その点再度御答弁お願いいたします。

○田中議長 池西住民課長。

○池西住民課長 すいません、1点目の郵便局との提携についてです。

今確認いたしましたところ、不法投棄についても提携しておりますので、そういうことで御理解をお願いいたします。

それともう一つ、看板の件でございます。

以前に不法投棄の看板がついているというのは議員からも聞いておりますし、私も現場に行って確認しております。それで、富田林市さんのほうにも、以前にこういうのを上げていただけてるんで、どないかならへんかというようなことも私から言いました。富田林市さんのおっしゃるのは、以前につけた経緯というのは、もう今はわからないと。なぜついているかというのはわからない。ただ、今回看板を上げるに当たって、やはり土地の所有者の了解なしに看板をつけることはできないというふうなことです。そこは御理解の

ほうをいただきたいというところです。

それと、土砂の件についてですが、実際自分この土砂の件について、今議員からお聞きするのが初めてで、どの場所でどういうふうになっているかというのが全くわからない状況です。それで、今議員からいただいているお話の中で、富田林市さんと連絡しながらというものはいただいているので、多分その現場が富田林市さんなんやろうなという予測はしますけれども、現状もちょっと把握しておりませんので、現場も見て、できるだけの対応はしたいと考えます。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

○関口議員 富田林市から甘南備に行く場所については、また改めてこういうところやということで、担当のほうに行きますけれども、今取り上げてました場所以外でも、水分やとか市町村の境界や人通りの少ない道路、棚田への不法投棄は後を絶ちませんので、先ほどの棚田の件については、地主に送った文面が返ってきたということが一つの証拠になりますので、新たな不法投棄をさせないという意味でも、富田林市と協議して、いつまでもこんな状態を放っておいたら、また放りに来るということになりますので、ぜひそのことは、そんなごちゃごちゃ言うてんとやってよということで、ぜひお願いいたします。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 村道の改修について御答弁申し上げます。

現在、村道の舗装改修工事について、平成２８年度から路面状況をランクづけを行い、計画的に実施しているところであります。草刈りなどの村道の維持管理については、平成２９年度から外部委託しており、舗装等の破損なども確認し、その都度報告や補修も行っております。また、郵便局との地域における協力活動に関する包括的連携協定の中にも、道路損傷等による危険箇所の情報提供をいただけるようにもなっております。

しかし、各地域や住民の方からの要望に対して、財政状況やマンパワーの問題など、全ての要望にお応えすることができない状況にあります。要望内容や現状の利用状況を考慮し、優先順位をつけて対応している状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 郵便局さんとの連携で、気づいたところは情報提供して、あるいはまた住民からの要望でやっていただいているということで。軽微な損傷ですので、そういうことになろうかと思います。その中でも、小吹台の住宅地内でもそっちに登録がいつてゐるかどうか

わかりませんけれども、私がずっと歩いて見た中でも数カ所あるんです。特に、診療所裏の道路は、高齢者がデイサービスに通所する道ですけれども、ここがアスファルトかコンクリートかわかりませんが、ところどころ剥げてて、でこぼこになってる部分がありますので、そこはぜひ行っていただいて確認していただきたいなと思います。そのほかにも何件かはありますけれども、順次見ていただけるということで理解しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、道路側溝についてもいろいろと損傷が出てるんです。傷の浅いうちに修繕することで、道路や側溝の寿命も長もちするのではないかと思います。その家でコンクリートを張ったり、簡易にやってはるところがあるんですけれども、やはり傷の浅いうちに、これまでもやっていただいております、私が担当課に行ってやっていただいておりますけれども、やはりそうすることで長もちするのではないかと思いますけれども、その点で担当課としては、傷の浅いうちにこういう要望があったらすぐやるということについて、長もちはするということで、担当課としてはどのように考えておられるのか、再度お尋ねします。

○田中議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 今議員おっしゃったとおりで、住民の方からの要望について、当然道路側溝についても要望いただいておりますような状況です。その状況を踏まえまして、小吹台の中であれば、大阪ガスさんがやっておりますガスの入れかえに伴って、舗装工事を村が発注させていただいてるんですけども、その中でも付近でそういう場所があれば、そのときの工事の際にあわせて補修したりとか、あと答弁にもありましたように、今外部委託しております草刈り等の維持管理をしている部分についても、当然軽微な少しの補修で済む間に対応するようには心がけているというふうな次第です。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 もう要望になるかなとも思ったんですけども、私がちょっとあちらこちら見たところをまた後ほど持っていきますけれども、ここを先にせえと言うわけではありませんけれども、できるものであればやっていただきたいなと。特に、診療所の裏は今木も刈ってもらいましたので、見通しもよくなって、割と通行する人もふえておりますので、できたらその辺も見えていただきたいなと思います。

私が質問させていただいたことなどは、気候変動による災害が多発している中で、質問いたしました。特に、不法投棄や不適切な土砂の搬入、道路の損傷などは放置できないと

思うんですね、今後の災害防止のためにも。大雨や長時間の降雨による防災の観点からも、先ほどの質問からもありますけれども、早急に対応していただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

○田中議長 要望でいいんですね。

○関口議員 はい。

○田中議長 第3番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議長通告に基づきまして、議席番号5番、千福清英、一般質問させていただきます。

質問は2点あります。

1点目は、イノシシ等の捕獲体制の進捗という形であります。

この件につきましては、従前より各議員においていろいろと質問されてきております。対策としましては、主に耕作地への侵入防止柵としての補助等の実施で今に至っている状況であろうかと思えます。現在は、被害は減るどころかますます被害がふえているのが現状であります。そして、今年度においては担当課のほうにおきまして、捕獲を目的とした体制を組織し、捕獲と防御の双方での対策により被害を最小限に抑えることとしているが、その体制ができているのかお伺いしたいと思えます。

そしてもう一点、旧の千早小学校の今後についてであります。

この旧の千早小学校は、統合後、書庫や備品倉庫として現在利用されていると思えます。従前、校区の地区より今後の利活用についての要望が提出され、さまざまな検討をする中、今年度においては学校への道路の拡幅に向けて、地区そして地権者の協力により、工事に向けての動きがスタートしました。そして、今後の予定、そして展望をお伺いしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、イノシシ等の捕獲体制の進捗状況につきまして御答弁申し上げます。

まず、イノシシ等の鳥獣被害対策につきましては、鳥獣による農産物の被害が年々増加傾向にあることから、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業補助金を活用しまして、令和元年度からの新規事業としまして、鳥獣被害実施隊を設置することになりました。8月号の広報紙のほうで実施隊員を募集しているような状況であります。実施隊の体制につきましては、発足が当初の予定からおくれておりますが、本日12月24日に実施隊の委嘱式を行うことになっております。

次に、この実施隊の活動ですが、隊長であります当課担当課長のほうから出動依頼によ

りまして、捕獲などをお願いすることになっております。特に、今年度は発足当初であり、隊員の地区以外での出動する事案等が想定されますので、まずは村内の出没箇所、餌場あるいは通り道などの情報を収集しないと、最適な場所におりの設置ができません。また、実施隊は既に猟銃免許をお持ちの方もいらっしゃいますが、持っていなくても隊員として免許保持者の介助、補助的な役割もあります。また、その後いずれ免許を取得するための技術研さんや知識を取得していただくために、専門的な知識や技術の向上を図るための講習などを行うなど、隊員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

当初の予定よりおくれて、本日鳥獣被害実施隊が発足することになったということですが、さまざまな事情があるにしても、今年度の新規事業であれば、年度当初に設置要綱等を公布し、この条項等におきましては先月11月15日に一応公布されたのを拝見しております。当初からスタートすべきであるということが感じられます。本日発足することではありますが、隊員の方が何人登録申請されたか、そして年度末、3月末までどのような体制で活動を行うのか。そしてまた、先月下赤阪の棚田で行った夢灯りイベントの会場となりました農村公園においても、イノシシが掘り返した状況でありました。そういうことでもありますし、千早赤阪村全体にはどれぐらいの被害状況で、被害額などは把握されているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 先生から御指摘ありましたように、確かに年度当初は無理にしろ、やはり秋早々には実施できる体制で進めておりましたけど、諸般等の事情等によりましてちょっとおけているというのが現状でございました。申しわけございません。

また、本日実施隊員として委嘱させていただくのは17名でございまして、わな猟や銃猟など、狩猟免許をお持ちの方が15名、そして持っておられない方が2名でございまして、村内在住者が14名そのうちおられます。そして、ちなみに隊員の平均年齢は58歳ということになっております。活動範囲につきましては、居住地やそれぞれの実施隊員の耕作場所などを考慮いたしますが、村内全域が活動範囲となります。3月までの活動内容につきましては、鳥獣の捕獲だけではなく、村内のどこに多く出沒し被害が発生しているかなどの鳥獣被害の実態を詳細に調査し、その情報の共有化を実施隊員の中で図ってまいりたいと考えております。また、捕獲だけではなく、いわゆる農業者への鳥獣被害の対

策指導なども行っていきたいと考えております。

それと、被害状況につきましては、前年度の農業共済での水稻の被害が約30万円ですが、それ以外に野菜などの被害については、金額は明確ではありませんが、およそ数百万円程度の被害が出ているであろうということを推測しております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 今まで鳥獣被害対策は、千早の猟友会の皆様が一手に引き受けて活躍されてこられたと思います。今後は、本日発足される実施隊と、そして千早猟友会さんとの両輪で、村の農産物の被害が削減できることを期待しています。しかし、鳥獣被害は近隣市町にも深刻な問題であろうかと思えます。捕獲できた場合、その処分等をどうするのか、山であればその場所を掘って埋めることもできるんですが、また最近出没してますまちとか里では、埋めることが困難な状況であります。実施隊が活動していく中で、処分問題は重要であると認識していますが、村の考えをお伺いしたいと思えます。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 鳥獣の処分につきましては、捕獲数が増加すれば、自家消費や埋設処分が限界に達するような状況となっております。食肉として活用し、地域の特産物として販売することは、衛生管理や解体場所の整備、販路の確保など、課題が大きいことから、現実的には不可能な状況で、これにつきましては近隣の市町村にとっても大きな課題であります。他の市では、焼却処分をしている事例もありますが、なかなか市町村が単独で整備できる施設ではないことから、大阪府の指導のもと、近隣市町村を含めた広域的な処分場の整備や取り組みなどを大阪府に対しまして、現在強く要望しているような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

本日からスタートします実施隊だけではなく、従前から組織されています鳥獣被害防止対策協議会が一応組織されておりますので、この組織には大阪府とか、またJA大阪南さん、また共済組合さんなどが参画しておられると思えます。これらの機関やまた組織に加えて近隣市町とも連携して、被害の減少に向けて、より効果的で総合的な体制づくりの実現を強く要望したいと思えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。ありがと

うございました。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、日谷課長。

○日谷総務課長 旧千早小学校の今後につきまして御答弁申し上げます。

旧千早小学校の活用につきましては、平成27年2月に旧千早小学校区の5地区長の連名により、旧千早小学校の施設の有効活用に関する要望書が提出され、これまで5地区と村との間で意見交換を重ねてまいりました。現在、これまでの地区との意見交換を踏まえ、施設整備を行う場合の開発等許可手続に必要な道路幅員の確保について、基準を満たさない箇所について地元地区から用地協力が得られたことから、道路拡幅の測量設計業務を行っているところでございます。

今後の予定といたしましては、道路拡幅について来年度から工事着工の予定といたしております。また、旧千早小学校の具体的な利活用の検討につきましては、引き続き地区との意見交換の場を設け、村の財政状況も勘案しながら、地域や行政にとって効果的な利活用を検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 再質問であります。

旧千早小学校の今後についてであります。これまで地区と意見交換を行ってきたとのことであるが、どのような意見交換がされてきたのか。そして、今後具体的な利活用について検討するということであるが、村として想定される利活用についてどのように考えているのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、日谷課長。

○日谷総務課長 再質問につきまして御答弁申し上げます。

まず、1点目の地区との意見交換につきましては、地区からはいきいきサロンであったり、あるいは防災備蓄倉庫の整備など、平成27年2月の5地区の地区要望を受けた意見が多くございました。村といたしましては、地区が要望するそういった施設整備そのものの必要性や、今後の公共施設のあり方、また財政状況などを総合的に勘案すれば、要望するそういった施設の整備は困難であるなど、意見交換をさせていただきました。また、何らかの施設整備を進める場合、開発許可手続上、前提条件となる道路の確保が必要であることから、狭小箇所の道路拡幅に係る用地について地元協力が得られたことを前提に、まずは道路拡幅に向けた取り組みを進める旨を意見交換させていただいたところです。そのようなことから、現在測量設計業務を進めているところでございます。

次に、2点目の村として想定される利活用についてでございますが、旧千早小学校校舎などは適正管理においてもいずれ解体が必要で、多額の一般財源による解体経費が必要となります。そのため、総務省のアドバイスもいただきながら、有利な財源措置が考えられる防災公園や防災備蓄倉庫の整備などを模索しているところでございます。いずれにいたしましても、財政状況を勘案しながら、引き続き地区との意見交換などを踏まえ対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 要望でお願いしたいと思います。

いずれにしても、地域住民及び行政にとって最善の利活用が図れるように、前向きに進めていただくことを強く要望したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○田中議長 第4番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、財政見通しについて及び金剛山の魅力をどう分析するかについて御質問させていただきます。

せんだって第3回金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会が実施されました。そこで、ロープウェイを再開した場合の財政見通しが発表されましたが、仮にロープウェイの再開ないし廃止による負担増を除外したとしても、村税や地方交付税交付金の減少を考えれば、そう遠くない将来、基金は枯渇し財政赤字となる公算が高いのではないかと。財政見通しについての御見解をお伺いいたします。

続きまして、金剛山ロープウェイが運行を休止してから8カ月が経過いたしました。住民の間でも、再開すべきなのか、それともこのまま廃止すべきなのか意見が分かれるところでございますが、検討するに当たっては、何より金剛山の魅力の分析というものが不可欠であるというふうに考えます。村として、金剛山の魅力をどのように分析しておられるのかお伺いいたします。

以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 財政収支見通しにつきまして御答弁を申し上げます。

ロープウェイを考慮しない場合の財政収支見通しにつきましては、第3回の金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会でお示しをいたしました一般会計の財政収支見通しの④現状の2倍パターンが一番近い状態になりますが、人口減少による村税や交付税の

減少に加え、令和１５年度までに３６人が定年退職を迎えることから、退職手当や過疎対策事業債の償還に伴う公債費の増加などにより、このまま行けば非常に粗い試算ではありますが、令和１５年度で基金がパンクし、令和１６年度には実質収支が赤字になると見込まれております。

今回の収支見通しでは、年間約１，０００万円の行革効果を見込んでおりますが、今後の厳しい財政状況を考えれば、簡素で効率的な行政システムを確立するため、さらに踏み込んだ行政改革を推進し、財政の健全化に努めていく必要がございます。そのため、今後財政健全化推進本部を立ち上げ、全ての事務事業を一から見直すなど、これまで以上に厳しい目で財政の健全化に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

ただいま一般会計の収支見通しでは、ロープウェイの影響を除いたとしても、令和１５年度に基金が枯渇し、そして令和１６年度には実質収支が赤字になってしまうという見込みとの御答弁をいただきましたけれども、では、そのまま行けば、もう本村は起債許可団体になってしまうということなんでしょうか。

○田中議長 答弁者、中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 起債の活用につきましては、地方財政法の中で起債を財源とした事業というものが決まっております、財源が不足するからといって、無条件に起債ができるというものではございません。起債には、財政負担を後年度に平準化するという年度間の財源の調整機能、また住民負担の世代間の公平性の確保といった役割がありますけれども、実質公債費比率が１８％を超えますと起債許可団体となり、２５％を超えますと早期健全化団体となりまして、借り入れにも制限がかかってまいります。直近の比率で行きますと、８．５％で基準内ではありますが、今後の見込みでは約１５％程度まで上昇すると見込んでおります。そのようなことから、今後は人口が減少し、税収が減っていく中で、できるだけ負担を後世に先送りしないという意識のもと、借り入れにつきましても抑制をしていきまして、比率を超えないような施策が必要と考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

つまり、実質公債費比率が18%を超えると起債許可団体であり、そして今後見込みでは約15%程度ということで、相当そこに近づいていくという御答弁だと理解いたしました。

続きまして、これまで毎年毎年広報では住民の皆さんに対し、ことしも黒字です、ことしも黒字ですと、毎年黒字だとアピールしてきたわけですが、なぜずっとこれまで黒字、黒字であったのに、急速に収支が悪化するということになるのか、その点について御見解をお願いいたします。

○田中議長 答弁者、中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 これまでの予算編成時におきましては、収支不足が発生した場合には、基金の繰り入れによりまして収支の均衡を図ってまいりました。決算では、補助金や交付金というものが当初の見込みよりも多く入ってきたり、また入札等による事業費の減少や不用額の発生等によりまして、結果として基金の繰り入れが減り、黒字となっておりました。しかし、近年の歳出の状況を見てみますと、扶助費であったり物件費、また補助費等が大幅に伸びております。加えて、先ほども答弁いたしましたが、過疎債の償還に伴います公債費の増加、また退職に伴う人件費の増加などが今後見込まれております。行政といたしましては、最悪を想定いたしまして、歳入を厳し目に見ているというところがございますけれども、税収が減っていく中で歳出は膨らんでいくということから、今後厳しい見通しになるというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 本村の財政状況は、当初私どもが想定していたよりも相当厳しいものであるということは理解いたしました。今後、金剛山ロープウェイや小学校の統合問題ですとか、さまざまな問題に本村が直面していく中で、本村の厳しい財政状況というのを住民とも共有していかなければならないというふうに考えます。村の広報にてきちんと報告するよう求めます。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、金剛山の魅力をどう分析するかにつきまして御答弁申し上げます。

金剛山は、人それぞれに感じる魅力が違います。金剛山頂は奈良県御所市であります。大阪府内では最も標高が高く、子ども連れでも安心して登れる登山道、日本アルプス

登山の予行練習として、また金剛登山の回数を競う回数登山の山としても有名です。都心よりも温度が約6度低く、夏は避暑、秋は紅葉、冬には児童・生徒の耐寒登山や雪遊びなど、大阪市内から気軽に訪れられ、四季折々の魅力があります。そしてまた、近年では北朝鮮のキムガムサンと同じ名称であることから、韓国等のインバウンドによる観光客も増加傾向でございます。古くは、役行者の修行の地、楠木正成の戦いの場と知られる金剛山では、役行者の命日である7月7日に山伏の行列が金剛山頂にある葛木神社からほら貝を吹いて、転法輪寺に集まり、破魔矢を射った後、山を清めるために護摩がたかれ、日本中でも珍しい神仏混合のれんげ祭りが行われています。それと、護摩だき後の火渡り修行では、健康を祈願して多くの観光客などがはだしで、焼かれた木の上を次々と歩かれるなど、にぎわっているような状況でございます。

金剛山は、明治4年明治政府の社寺上知令により、葛木神社所有のうち境内地を除く部分が国有化されました。その後、金剛山山頂は昭和9年に史跡金剛山として国指定史跡に指定され、昭和33年には金剛生駒国定公園に指定され、昭和41年に金剛山ロープウェイ、昭和45年に香楠荘が開業し、昭和59年には大阪府民の森ちはや園地が開設されました。平成23年には大阪府や広域市町村とダイヤモンドトレール活性化実行委員会を立ち上げ、長距離自然歩道ダイヤモンドトレールとその周辺エリアの魅力の再発掘などに取り組んでいる状況でございます。金剛山とは、歴史の山、信仰の山、耐寒・健康志向、ファミリー向け、山ガール、手軽なレクリエーションの登山など、時代の流れとともに訪れる人々のさまざまな思いに応えられるのが何よりの金剛山の魅力であると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

金剛山は、歴史の山、信仰の山、耐寒・健康志向、ファミリー向け、山ガール、手軽なレクリエーションの登山など、金剛山には多様な魅力があるという御返答であったというふうに理解いたしておりますが、ロープウェイの今後を考えるに当たりまして、その魅力の中にロープウェイというものがどういうふうに位置づけられるのか、その点について伺いいたします。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 金剛山ロープウェイにつきましては、昭和41年に開通しました。開通したことによりまして、子どもから高齢者の皆様が手軽に標高1,000メートルの自然を満喫できるようになりました。特に、金剛山に雪が積もった休日には、山上

付近で雪遊びをする家族連れや、樹氷、霧氷を見に来られる観光客などでロープウェイの乗車待ち時間が発生するような状況もありました。そしてまた、ロープウェイは不測の事態や緊急対応にも利用することができることから、ロープウェイをふだん利用されない登山客にとりまして、やはり安心を確保するための移動手段となっております。

ロープウェイの金剛山城、山頂でございますが、標高975メートルで、そこから金剛山頂までは比較的なだらかに整備された登山道が続いておりますので、登山口からの登山が不可能になった登山客の利用者も多く利用されています。そしてまた、香楠荘やちはや園地のキャンプ場を利用される宿泊者にとってもロープウェイは必要不可欠であり、利用施設で勤務される職員さんも利用しているような状況でございます。

ロープウェイにつきましては、単に観光客等が利用するためのものではなく、金剛山山頂及び山上付近一帯の運営と、安全確保などにも寄与しているような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

ロープウェイというのは、現状観光客のみの利用されているものではなくて、安全性という面からも、金剛山の施設運営等に一定の影響を有しているということだと理解しております。

しかし、かといって現状のままであれば、ロープウェイを再開しても赤字となる状況は変わらないのではないかというふうに思います。特別委員会では、運輸収入過去最高額1億円パターン及び現状の2倍、1億2,000万円パターン等も示されましたけれども、はっきり言って、村営の運輸収入、ちょっとあり得ないんじゃないかというのが正直な感想でございます。現状では、長期的に運輸収入の減少傾向というのが続いております。今後、これまでと同様に、同じように減少を続けていくという想定が現実的なのではないかというふうに思いますけれども、この点についての御見解をお願いいたします。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 ロープウェイの運輸収入の収支見込みにつきましては、現在大阪府が行ってございましたサウンディング型市場調査の結果をもとに、策定されるちはや園地の次期指定管理者の募集要項の内容が、既存の施設の利用状況や自然環境への影響等を検証しつつ、新たな魅力の創出や周辺地域の魅力向上などのにぎわいづくりが盛り込まれる内容となれば、相乗効果の影響で運輸収入が増加となるので、減少は現在のところ見込んでいないような状況でございます。

しかしながら、にぎわいづくりが盛り込めないような内容となれば、ロープウェイ収入の増加も見込めなく、ロープウェイ事業の継続は困難な状況となるのは明らかでございます。本村としましては、大阪府と情報交換等を行いながら、今後策定されます募集要項に注視しながら、必要に応じて収支見込みの見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、ロープウェイの耐震補強工事につきましては、特別委員会でお示ししました収支見込みにより、直営で工事等を行い、指定管理で運営した場合は赤字が発生しますので、民間企業の資金やノウハウなどを活用するPFI方式を取り入れたいと考えております。

先ほど議決いただきました金剛山観光事業特別会計の補正予算の金剛山ロープウェイPFI導入可能性調査業務によりまして、事業の整備手法、公民の費用分担、管理運営方法などを踏まえて、いろいろな可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 本村の財政状況が厳しい中、多額の予算を赤字が確実なロープウェイにいたずらに注ぎ込むということはできないというふうに私考えております。これまでどおりのロープウェイであれば、後世に負担を先送りするだけになってしまいますので、行政としても、ロープウェイ単体で考えるのではなくて、しっかりと村の財政状況というものを見きわめた上で御検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中議長 5番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして質問させていただきます。

本年11月に内閣府と厚生労働省は、保育施設周辺の道路でドライバー等に園児への注意喚起など重点的に対策を講じるキッズゾーンの整備を促す通知を都道府県や政令市などに出しました。5月に滋賀県で散歩中の園児らが車にはねられ死傷した事故を踏まえた対応で、自治体に対し道路管理者や警察との連携などを求めています。

キッズゾーンは、主に小学校周辺に設定された既存のスクールゾーンに準じる重点地域とされています。保育施設を中心に、原則半径500メートル以内を対象範囲とし、園児の散歩コースなどを踏まえ、自治体が保育施設、道路管理者、警察等と協議して設定することとなっております。

また、今回の通知と同時期に、警察庁が都道府県警に、国土交通省が道路管理者に対し、市区町村と協力して取り組みを進めるよう促す通知も出されております。例えば、キ

ッズゾーンにおける車の交通規制や、最高速度を時速３０キロに制限するゾーン３０の導入などであります。

村では、来年４月に開園予定のこども園も役場庁舎近くに建設されております。また、子育て世代の親子が集う保健センターも近くにあり、対策を施していただきたいエリアだと思います。村としての考えを伺いたいと思います。

また、関連した問題として、以前より問題となっております国道３０９号バイパス２期区間が供用開始され、交通量がふえ、さらに危険が増した府道柏原駒ケ谷千早赤阪線についての安全対策についても、現状と今後の対応を伺いたいと思います。

○田中議長 質問事項１番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 高齢者、子どもが利用する施設周辺や道路の安全対策について御答弁申し上げます。

安全対策として、ゾーン３０は生活道路における歩行者等の安全な通行確保をすることを目的として、区域を定め、速度制限を行うものであります。通過交通の抑制等をするもので、府道富田林五條線のような幹線道路には設定することができませんが、１つ目の役場周辺から今回新設されるこども園までの府道富田林五條線の安全対策については、村健康福祉課、教育委員会及び道路管理者である大阪府などとキッズゾーンを初めとした安全対策を検討してまいりたいと思います。

次に、２つ目の水分地区の国道３０９号についてであります。国道３０９号河南赤阪バイパス第２期区間が供用開始されたこともあり、現道である水分地区の国道３０９号の交通量は減少傾向にありますが、一方で府道柏原駒ケ谷千早赤阪線については、地元からも大型車両の交通量がふえたという声もあります。そこで、現在国道３０９号河南赤阪バイパス第３期区間のルートや現道の安全対策について、今年度から新たに勉強会を地元の方々、河南町、大阪府と村で実施しており、地元の御意見を伺いながら、現道の安全対策について検討しております。また、府道柏原駒ケ谷千早赤阪線の第２期区間終点から音滝橋付近、国道３０９号交差点までの安全対策も現在大阪府に要望しております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

そうしましたら、スクールゾーンについてなんですけど、現状はどのような対応をされているのか教えていただきたいと思います。また、現在４０キロ規制になっている道路についてであります。例えば変則的に３０キロにその区間だけを制限できないのか、そう

ということについても教えていただきたいと思います。また、今回のキッズゾーンについて具体的にどのような対応が考えられるかを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 スクールゾーンについては、現在村で設定されているところがないと記憶しております。また、速度制限については必要に応じて関係機関と調整してまいりたいと思います。

キッズゾーンの具体的な対策としましては、路面標示や道路標識、または交通安全施設の整備、または園児等を対象とした安全教育や警察が実施します重点的な交通指導の取り締まり、またはキッズガードの配置、これはいわゆる見守りをしていただくような活動になるんですけども、そういうものが考えられると思います。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望にかえさせていただきたいと思います。

現状の交通対策状況では、不測の事態が発生した場合、最悪の結果を招くおそれも考えられると思います。過去の前例を鑑み、各方面としっかりと協議をしていただき、十分な対策をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 令和元年度最終議会は、議員皆さんの御協力により、ただいま終了いたしました。皆さんの御協力に感謝いたします。

先ほど山形議員の御質問に対し、再度村長選への出馬を表明させていただきました。我が国では初めての過疎からの脱却、これが私の目的でございます。

安倍総理の最近の日本の運営では、地方創生あるいは田園回帰、過疎対策の充実、地方の活性化、東京一極集中の制限を掲げておいででございます。また、最近は新聞なんかを見ておりますと、国内航空路線でも、今までは東京中心の路線でございましたが、最近は地方対地方の路線の乗客数が5倍とか7倍になってきたというふうなニュースがございまして、地方がだんだん元気になる状況でございます。やっとなんか地方にも元気が出てきたなと思っております。千早赤阪村にも日が当たりつつあるのかなと、私は最近思っております。

す。

京都大学の藤井先生という大学院の先生もおいででございますが、積極投資のときは今やというふうな話を最近至るところでお話でございます。安全・安心あるいは村の元気回復に財政面に配慮しながら、全ての面で積極運営を行っていきたいと思っております。非常に保守的で安全志向の住民が多い村でございますが、安全志向あるいは保守的でございますと、私どもの村の将来は見えないと思っております。私は、ちょうど今の商売を始めてから約50年間でございますが、今の村のような状況、周りに希望のない状況に、やっぱり5回か6回陥ったことがございますが、いろいろ考えながらやればどうにか行けるということが、最近やっとわかってまいりました。ぜひこれから議員の皆さんの御意見あるいは知恵もかりながら、積極的な村運営をやって、過疎からぜひ脱却に向かいたいと。もちろん、ロープウェイの話もございましたけども、恐らくロープウェイも今のままでは間違いなく、先ほど田村議員がおっしゃったとおり、赤字だらけにはなるやろうと。ただ、運営方法一つかえれば、恐らく2倍、3倍の売り上げは楽なんじゃないかなと。特に、最近はSNSなんかで、評判になった途端に売り上げが5倍、10倍というふうになった店がたくさんございます。そういう可能性にかけまして、精いっぱい努力していきたいと思しますので、ぜひ皆さんのお知恵を拝借しながら、前向きにやっていきたいと思います。

議会最後に当たりまして、私の思いの一端を述べさせていただきまして挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうも御苦労さんでございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和元第4回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

なお、議員の皆様におかれましては、この後2階の第1会議室にお集まりいただきますようよろしくお願いをいたします。

どうも皆様御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後2時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

藤 浦 稔

議 員

山 形 研 介

議 員

関 口 ほづみ